

## ○資 料

(法令等の翻訳)

- ・ 食塩専営弁法
- ・ 食塩専営許可証管理弁法
- ・ 食塩価格管理弁法
- ・ 食塩へのヨウ素添加によるヨウ素欠乏被害除去に関する管理条例
- ・ 中華人民共和国国家標準 GB5461-2000 (食用塩)
- ・ 中華人民共和国国家標準 GB2721-2003  
(食用塩衛生標準：GB2721-1996 と差し替え)
- ・ 食品衛生法
- ・ 食品安全法
- ・ 食品添加剤衛生管理弁法
- ・ 輸出入商品検査法
- ・ 食品標識管理規定

## 食塩専営弁法

### 第1章 総則

第1条 食塩に対する管理を強化し、食塩にヨウ素を加える業務の有効的实施を保障し、かつ、公民の身体を健康を保護するため、この弁法を制定する。

第2条 国は、食塩に対して専営管理を実行する。

この弁法において食塩とは、直接食用塩及び食品を製造するのに用いる塩をいう。

第3条 この弁法は、中華人民共和国国内の食塩の生産、貯蔵運送及び販売活動に適用する。

第4条 国務院が授権する塩業主管機構（以下「国務院塩業主管機構」という。）は、全国の食塩専営業務の管理につき責任を負う。

県級以上の地方各級人民政府が授権する塩業主管機構（以下「県級以上の地方各級人民政府塩業主管機構」という。）は、当該行政区域内の食塩専営業務の管理につき責任を負う。

### 第2章 食塩の生産

第5条 国は、食塩に対して定点生産制度を実行する。非食塩定点生産企業は、食塩を生産してはならない。

食塩定点生産企業は、省、自治区及び直轄市の人民政府塩業主管機構が国務院塩業主管機構に報告して審査認可を受ける。

第6条 国務院塩業主管機構は、食塩の資源状況及び国が査定した食塩生産量に基づき、合理的配置及び品質保証という要求に従い食塩定点生産企業を確定する。

第7条 国は、食塩生産に対して指令性計画管理を実行する。

食塩の年度生産計画は、国務院計画行政主管部門が示達し、国務院塩業主管機構が実施を手配する。

第8条 井戸及び鉞山の苦汁水を利用して乾燥させて食塩を製造し、又は煮つめて食塩を製造することは、これを厳禁する。

### 第3章 食塩の販売

第9条 国は、食塩の分配割当に対して指令性計画管理を実行する。

食塩の年度分配割当計画は、国務院の計画行政主管部門が示達し、国務院塩業主管機構が実施を手配する。

第 10 条 国は、食塩の卸売りに対して卸売許可証制度を実行する。

食塩の卸売業務を営業者の場合には、必ず法により食塩卸売許可証を申請して取得しなければならない。食塩卸売許可証を取得していない場合には、食塩卸売業務を営業者してはならない

第 11 条 食塩卸売業務を営業者する企業は、省、自治区及び直轄市の人民政府塩業主管機構が審査認可し、食塩卸売許可証を発行し、かつ、國務院塩業主管機構に届け出る。

食塩卸売許可証は、國務院塩業主管機構が統一して作成する。

第 12 条 食塩卸売許可証を取得する場合には、次の各号に掲げる条件を具備しなければならない。

- (1)その経営規模と相応する登録資本を有する。
- (2)定まった営業場所を有する。
- (3)国の規定に適合する貯蔵倉庫施設を有する。
- (4)当該地区の食塩卸売企業の合理的配置という要求に適合する。

第 13 条 食塩卸売企業は、国家計画に従い食塩を購入し、かつ、所定の販売範囲に従い食塩を販売しなければならない。

第 14 条 食塩小売単位、委託を受けて食塩を代理販売する個人工商業者及び代理購入代理販売店並びに塩を食品の加工に用いる単位は、当該地区において食塩卸売許可証を取得した企業から購入しなければならない。

第 15 条 食塩定点生産企業、食塩卸売企業及び食塩小売単位並びに委託を受けて食塩を代理販売する個人工商業者及び代理購入代理販売店は、国が定める食塩価格を執行しなければならない。

第 16 条 次の各号に掲げる製品を食塩として販売することは、これを厳禁する。

- (1)液体塩（天然苦汁水を含む。）
- (2)工業用塩及び農業用塩
- (3)井戸及び鉞山の苦汁水を利用して乾燥させ、又は煮つめて製造した塩製品
- (4)国の食塩標準又は業種標準に適合しない塩製品
- (5)その他の非食用塩製品

#### 第 4 章 食塩の貯蔵及び運送

第 17 条 省、自治区及び直轄市の人民政府塩業主管機構は、実際の状況に基づき、当該地区の食塩定点生産企業及び食塩卸売企業の合理的在庫量を確定し、かつ、國務院塩業主管機構に届け出る。

食塩定点生産企業及び食塩卸売企業は、省、自治区及び直轄市の人民政府塩業主管機構の要求に従い食塩の合理的在庫を保持しなければならない。

第 18 条 食塩を委託して運送し、又は自ら運送する単位及び個人は、国务院塩業主管機構又は当該機構が授権する省、自治区及び直轄市の人民政府塩業主管機構が発行する食塩運送許可証を保有しなければならない。

食塩はこれを国の重点運送物資とし、運送企業は運送を保障しなければならない。

## 第 5 章 罰 則

第 19 条 この弁法第 5 条の規定に違反し、非食塩定点生産企業が食塩を生産した場合には、塩業主管機構が生産を停止するよう命じ、違法に生産した食塩及び違法所得を没収するものとし、違法に生産した食塩の価値の 3 倍以下の罰金を併科することができる。

第 20 条 この弁法第 8 条の規定に違反し、井戸及び鉞山の苦汁水を利用して乾燥させて食塩を製造し、又は煮つめて食塩を製造した場合には、塩業主管機構が生産を停止するよう命じ、違法に生産した塩製品、違法所得及び生産手段を没収するものとし、違法に生産した塩製品の価値の 3 倍以下の罰金を併科することができる。

第 21 条 この弁法第 10 条の規定に違反し、食塩の卸売許可証を取得しないで食塩卸売業務を営んだ場合には、塩業主管機構が卸売活動を停止するよう命じ、違法に経営した食塩及び違法所得を没収するものとし、違法に経営した食塩の価値の 3 倍以下の罰金を併科することができる。

第 22 条 この弁法第 14 条の規定に違反し、食塩小売単位、委託を受けて食塩を代理販売する個人工商業者及び代理購入代理販売店並びに塩を食品の加工に用いる単位が食塩卸売許可証を取得していない企業、単位又は個人から食塩を購入した場合には、塩業主管機構が是正するよう命じ、違法に購入した食塩を没収するものとし、違法に購入した食塩の価値の 3 倍以下の罰金を併科することができる。

第 23 条 この弁法の第 16 条第 1 項、第 2 項、第 3 項又は第 5 項の規定に違反し、非食用塩を食塩として販売した場合には、塩業主管機構が販売を停止するよう命じ、違法所得を没収するものとし、違法所得の 5 倍以下の罰金を併科することができる。犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追究する。

第 24 条 この弁法第 16 条第 4 項の規定に違反し、食塩標準に適合しない塩製品を食塩として販売した場合には、「製品品質法」及び「標準化法」の関係規定に従い処罰する。

第 25 条 この弁法第 18 条の規定に違反し、食塩運送許可証なくして食塩を委託して運送し、又は自ら運送した場合には、塩業主管機構が違法に運送した食塩を没収し、荷主に対して違法に運送した食

塩の価値の3倍以下の罰金を科し、運送人に対して違法所得の3倍以下の罰金を科する。

第26条 塩業主管機構の職員が職務を懈怠し、又は私利をはかり犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合には、法により行政処分をする。

#### 第6章 附則

第27条 この弁法施行前に、すでに食塩卸売業務に従事している企業で、この弁法第12条所定の条件を具備しているものは、省、自治区及び直轄市の人民政府塩業主管機構が審査して食塩卸売許可証を発行する。

第28条 漁業及び牧畜用の塩については、この弁法を適用する。

第29条 この弁法は、発布の日から施行する。

【交付日】 1996年5月27日

【交付機関】 国务院令第197号

## 食塩専営許可証管理弁法<sup>\*1</sup>

### 第1章 総則

第1条 食塩専営許可証の管理を強化するため、『食塩専営弁法』（1996年国務院第197号令）、『食塩へのヨウ素添加によるヨウ素欠乏被害除去に関する管理条例』（1994年国務院第163号）の関連規定に基づき、本弁法を制定する。

第2条 国家発展及び改革委員会（以下「国家発展改革委」と略称する）は国務院塩業主管機構であり、食塩専営許可証の審査承認、交付、監督管理業務に責任を負う。

第3条 食塩専営許可証は以下の3種に分かれる。

食塩生産許可証（指定食塩生産企業証書、正本及び副本を含む）

食塩卸売[仲卸（代理卸）を含む]許可証（正本及び複本を含む）

食塩輸送許可証

食塩専営許可証は国家発展改革委が統一的に発注作成を行う。

第4条 本弁法は中華人民共和国国内において食塩生産、卸売を営む企業及び食塩輸送を請け負う機関、個人に適用する。

### 第2章 指定食塩生産企業証書の管理

第5条 国は食塩について指定生産制度を実施し、指定食塩生産企業ではない企業は食塩を生産してはならない。

第6条 指定食塩生産企業証書は国家発展改革委が審査承認し交付する。

第7条 指定食塩生産企業証書の有効期限は3年である。期限満了後経営を継続する場合、再申請する必要がある。

第8条 指定食塩生産企業は以下の条件を備えていなければならない。

- (1)法に照らして設立登記を行った公司であること。
- (2)国の食塩法規、法令を遵守し、国の計画に従って組織的に生産及び販売を行うこと。
- (3)業界構造調整の必要性和結びついた、合理的生産規模を備えていること。
- (4)『指定食塩生産企業品質管理技術規範』国家標準の要求事項に達していること。
- (5)食用塩品質が GB5461 国家標準に達していること。調味塩、栄養強化塩等の多品種食塩<sup>\*2</sup>が業界品質標準に達していること。その他の食塩品種の品質が国の関連規定に合致していなければならない。

らない。また国家塩業界製品専門検査機構に申請して、製品に対する抜取検査、測定を行い、当該年度の検査報告を作成すること。

(6)食塩生産の合理的配置及び生産販売の基本バランスの原則に合致していること。

(7)規定にしたがって食塩生産、販売統計報告書を申告すること。

第9条 各省塩業主管機構は指定食塩生産企業証書の有効期限が満了する前の7月10日から31日までの間に、集中的に生産企業の指定食塩生産企業証書申請書類を受理し、本弁法第8条に規定された条件及び原則にしたがって一次審査総括を行う。

国家発展改革委は当該年の8月1日から10日の間に集中的に各省塩業主管機構の申請書類を受理し、申請書類を受領のときから、専門家を組織して指定食塩生産企業証書を申請した企業に対して本規定条項及び『指定食塩生産企業品質管理技術規範』国家標準にしたがって審議検収を行う。審議結果に基づいて、10営業日以内に指定食塩生産企業名簿を確定し、指定食塩生産企業証書を交付する。審査の結果、条件に合致しない場合、証書交付は行わないが、申請人に対して理由を説明しなければならない。

第10条 指定食塩生産企業は指定食塩生産企業証書の有効期限内において変更が生じた場合、省級塩業主管機構から意見書に署名を受けた後、国家発展改革委の審査承認を受けなければならない。

第11条 指定食塩生産企業は「指定食塩生産企業証書」に基づき、所轄商工行政管理機関において関連する工商登記手続を行う。

第12条 国家発展改革委は毎年組織的に指定食塩生産企業の製品品質、計画履行、経営管理及び国の法律、法規等の遵守状況について検査を行う。

第13条 指定食塩生産企業が生産経営において、各種の原因によって本規定第8条の条件に達しない場合、国家発展改革委は警告を行うか、又は3万人民元以下の経済的処罰に処す。情状が重い場合、指定資格を取り消す。

### 第3章 食塩卸売許可証管理

第14条 国は食塩卸売について卸売許可証制度を実施する。

食塩卸売業を営む場合、法に照らして申請を行い、『食塩卸売許可証』を取得しなければならない。食塩仲卸（代理卸）業を営む場合、『食塩仲卸（代理卸）許可証』を取得しなければならない。許可証を取得していない場合は、食塩卸売及び仲卸（代理卸）業を営んではならない。

第15条 食塩卸売許可証を取得した企業は『食塩卸売企業管理品質等級区分及び技術要求事項』国家標準に合致した標準達成企業でなければならない。

第 16 条 食塩卸売[仲卸（代理卸）を含む]許可証は省級塩業主管機構が審査交付を行い、国家発展改革委に届け出る。具体的審査交付方法は、各省級塩業主管機構が『中華人民共和国行政許可法』、『食塩専営弁法』、『食塩専営許可証管理弁法』及びその他の関連法律、法規に基づいて定める。

第 17 条 各省級塩業主管機構は食塩市場の有効な供給を保障することを基礎として、食塩専営体系の実際の必要に役立つように、経営区域を合理的に区分し、食塩卸売企業を決定する。

第 18 条 国家発展改革委は毎年各省食塩卸売管理業務に対して組織的に検査を行う。

#### 第 4 章 食塩輸送許可証管理

第 19 条 食塩輸送を行う場合、国家発展改革委が統一的に発給する食塩輸送許可証を所持している必要がある。

第 20 条 食塩輸送許可証は国家発展改革委が国家食塩計画にしたがって、統一的に各関係省級塩業主管機構に対して発給する。「査証機関」は国家発展改革委であり、「発行機関」は各関係省級塩業主管機構である。

第 21 条 食塩輸送許可証査証機関は国家食塩計画にしたがって発給を行わなければならない。発行機関は実情に応じて記入し、食塩輸送許可証控えを適切に保管し、検査に備えなければならない。保管期間は 1 年である。

第 22 条 食塩輸送許可証は積荷とともに携行しなければならない。車輛 1 台ごとに証明書 1 通、伝票 1 通ごとに証明書 1 通とし、1 回限り有効である。輸送許可証有効期限内に輸送を完了することができない場合、すみやかに発行機関において輸送許可証を更新しなければならない。

第 23 条 以下の状況の一がある場合、輸送許可証を所持せずに輸送したものとみなし、関係省級塩業主管機構は『食塩専営弁法』第 25 条にしたがって処罰を行う。

- (1)食塩輸送許可証を繰り返し使用した場合。
- (2)輸送許可証に規定された数量を超えた部分。
- (3)期限切れ、改竄、コピー、偽造食塩輸送許可証を使用した場合。
- (4)販売地域が輸送許可証に規定された仕向地でない等、伝票と許可証が合致しない場合。
- (5)食塩輸送許可証を所持せずに食塩を輸送するその他の行為。

#### 第 5 章 附則

第 24 条 各級塩業主管機構が食塩専営許可証の交付業務を行う場合、いかなる費用も受け取ってはならない。

第 25 条 本弁法は公布の日から施行する。

※1：「専営」とは、生産などを政府の計画によって統一的行うために、その取り扱いを「専営許可証」のある業者に限定させること

※2：多品種食塩とは、食塩に人体に有効な微量元素や調味料を添加したもの、又は食塩に更に加工を行ったもの又は食塩に更に加工を行ったもの

【交付日】 2006 年 4 月 28 日

【交付機関】 国家発展改革委員会第 45 号

## 食塩価格管理法

第1条 食塩価格行為を規格化し、消費者及び経営者の合法的權益を擁護し、塩業の健全な発展を促進するため、『中華人民共和国価格法』及び『食塩独占営業弁法』等の関連法律、行政法規に基づき、本弁法を制定する。

第2条 中華人民共和国国内で発生する食塩の価格行為はすべて本弁法を遵守しなければならない。

第3条 本弁法に言う食塩とは直接食用する塩及び食品製造に用いられる塩を言う。

第4条 食塩価格は、食塩生産や取次販売の分野ごとの食塩の出荷価格、卸売価格（生産地区卸売価格及び販売地区卸売価格を含む、以下同じ）及び小売価格に基づいて、政府による価格決定を実施する。

第5条 食塩価格は統一指導、段階別管理を実施する。国務院価格主管部門は食塩の出荷価格、卸売価格を決定又は調整する責任を負う。省、自治区、直轄市価格主管部門は食塩小売価格及び小型包装費用標準を決定又は調整する。

第6条 食塩価格を決定又は調整する場合、食塩生産経営の社会的平均コストを基礎とし、生産経営条件の違い、食塩品種等級の違い、消費者、特に辺境地区住民の価格受入能力、隣接地区価格との関連等の要素を考慮に入れなければならない。

第7条 出荷価格とは指定食塩生産企業が大型包装食塩を販売する際の税込価格をいい、食塩生産環境において発生するコスト（製造コスト及び期間原価を含む）、利益、税金等からなる。

第8条 生産地区卸売価格とは、国の食塩分配割当計画にしたがって、食塩生産地区から食塩販売地区に対して食塩を割り当てる際の税込価格を言い、出荷価格及び生産地区食塩割当過程において発生する割当費用、税金等からなる。

割当費用には短距離運賃、積降費用、プラットフォーム埠頭費用及び管理費等を含む。

第9条 販売地区卸売価格とは食塩卸売企業又はその委託を受けた仲卸・代理機関が小売機関又は食品加工機関に食塩を販売する際の税込価格を言い、出荷価格又は生産地区卸売価格及び卸売環境において発生するコスト（経営費用及び期間原価を含む）、税金、利益等からなる。

国の規定にしたがって納付されたヨウ素塩基金は卸売環境のコストに組み込まれる。

第 10 条 食塩生産、卸売環境の利益コスト率は、社会の平均的利益率レベル、塩業界発展の必要性及び住民の価格受入能力等の状況に基づき、国务院価格主管部門が別途決定する。

第 11 条 小型包装食塩の出荷価格、卸売価格は、それぞれ同類の大型包装食塩の出荷価格、卸売価格を基礎として、小型包装費用を加えて決定する。

小型包装費用標準は小型包装袋、偽造防止標識、外包装物の購入コスト及び小分け包装コスト、税金、利益等からなる。

小型包装利益コスト率は 15%以内に抑えられなければならない、ロス率は 3%を超えてはならない。

第 12 条 食塩小売価格とは食塩の小売市場における最終販売価格を言い、卸売価格に卸売価格と小売価格の差を加える方式で決定される。卸売価格と小売価格の差は 20%以内に抑えられなければならない。

第 13 条 食塩小売価格を決定又は調整する場合、辺境地区住民の価格受入能力を十分考慮に入れなければならない、同品種の食塩については原則として全省（自治区、直轄市）統一小売価格を実施する。

第 14 条 大型包装食塩出荷価格、卸売価格を決定又は調整する場合、食塩経営者は所在地の省、自治区、直轄市価格主管部門に対して書面による提案を提出し、省、自治区、直轄市価格主管部門の審査を受けた後、国务院価格主管部門の承認を受けなければならない。審査報告には以下の内容を含んでいなければならない。

- (1)食塩生産、取次販売企業の直近 3 年間の生産経営コスト及び経営状況。
- (2)価格を決定又は調整する具体的方法及びその主な理由。
- (3)食塩生産、取次販売企業及びその他の分野の意見。
- (4)売関連地区のある省、自治区、直轄市価格主管部門との間でとりまとめた意見。
- (5)その他説明が必要な状況。

塩の生産、取次販売コストに大きな変化が生じ、価格矛盾が顕著になり、社会各界の反応が大きい場合、国务院価格主管部門は大型包装食塩出荷価格、卸売価格を直接調整することができる。

第 15 条 食塩経営者が大型包装食塩出荷価格、卸売価格を決定又は調整するよう求める書面による提案の内容、形式及び食塩小売価格、小型包装費用標準を決定又は調整する手続、具体的要求事項については、省、自治区、直轄市価格主管部門は当該地区の実情に基づいて別途規定する。

第 16 条 政府価格主管部門は食塩価格を決定若しくは調整するための審査報告又は書面による申請を受け取った後、30 営業日以内に価格を決定又は調整するかどうかの決定を下す。

第 17 条 食塩価格を決定又は調整する場合、コスト調査を行い、消費者及び食塩経営者等関係者の意見を聴取しなければならない。食塩経営者はありのままに状況を報告し、関連財務諸表、帳簿及び関連資料を提出しなければならない。

第 18 条 指定食塩生産、卸売企業は、毎年 4 月末までに省、自治区、直轄市価格主管部門に対して前年度の生産経営コスト及びその他関連資料を申告しなければならない。

第 19 条 経営者は以下の行為を行ってはならない。

- (1) 実際の実行価格を、政府決定価格を超え又はそれに満たないものとする事。
- (2) 無断で政府決定価格の実施を繰上げ、又は遅らせる事。
- (3) 無断で食塩価格を決定する事。
- (4) 本弁法に違反するその他の行為。

第 20 条 経営者が本弁法の規定に違反した場合、価格主管部門は『中華人民共和国価格法』及び『価格違法行為行政処罰規定』等に基づいて処罰を行う。

第 21 条 各級価格主管部門又はその関係部門が本弁法の規定に違反し、価格決定権限又は範囲を超えて食塩価格を決定、調整したり、政府決定価格を実施しなかったり、繰上げ又は遅らせた場合、改めるよう命じ、譴責を行う。直接責任者及びその他の責任者については、関連部門に対して行政処分を行うよう申請する。

第 22 条 多品種食塩及び（ハム・ソーセージ用）ケーシング加工用塩の出荷価格、卸売価格については、国務院価格主管部門が省、自治区、直轄市価格主管部門に本弁法に基づいて決定又は調整を行うよう委任する。

漁業及び牧畜用塩に本弁法を適用し、省、自治区、直轄市価格主管部門が価格を決定又は調整する。

第 23 条 省、自治区、直轄市価格主管部門が食塩小売価格、小型包装費用標準及び複数品種食塩、ケーシング加工用塩、漁業用塩、牧畜用塩の価格を決定又は調整する場合、公布実施の 15 営業日前までに国務院価格主管部門に申告しなければならない。

第 24 条 輸出食塩の価格は経営者が自ら決定する。

第 25 条 本弁法は国家発展計画委員会が解釈責任を負う。

第 26 条 本弁法は 2003 年 7 月 1 日から実施する。

【交付日】 2003 年 1 月 3 日

【交付機関】 国家発展計画委員会第 27 号

## 食塩へのヨウ素添加によるヨウ素欠乏被害除去に関する管理条例

### 第1章 総則

第1条 ヨウ素欠乏被害を除去し、市民の身体的健康を保護するため、本条例を制定する。

第2条 ヨウ素欠乏被害とは、環境にヨウ素が欠乏するために、市民のヨウ素摂取不足によって引き起こされる地方病性甲状腺腫、地方病性クレチン症及び児童の知的発育に対する潜在的損傷を言う。

第3条 国はヨウ素欠乏被害除去に対して長期的なヨウ素添加食塩（以下「ヨウ素塩」と略称する）の供給を主とした総合的予防措置を講じる。

第4条 国務院衛生行政部門はヨウ素欠乏被害予防及びヨウ素塩の衛生監督管理業務に責任を負う。国務院が権限を付与した塩業主管機構（以下「国務院塩業主管機構」と略称する）は全国のヨウ素塩加工、市場供給の監督管理業務に責任を負う

第5条 各級人民政府は食塩へのヨウ素添加によるヨウ素欠乏被害除去業務を当該地区国民経済及び社会発展計画に組み込み、組織的に実施しなければならない。

県級以上の人民政府関係部門は責任分担に応じて、密接に協力し、ともに食塩へのヨウ素添加によるヨウ素欠乏被害除去業務を行わなければならない。

第6条 国は食塩へのヨウ素添加によるヨウ素欠乏被害除去分野における科学研究及び先進技術推進業務を奨励し、支持する。

食塩へのヨウ素添加によるヨウ素欠乏被害除去業務において顕著な成績を収めた機関及び個人に対して、報奨を与える。

### 第2章 ヨウ素塩の加工、輸送及び貯蔵

第7条 ヨウ素塩加工に従事する塩業企業は、省、自治区、直轄市人民政府塩業主管機構によって指定され、同級人民政府衛生行政部門の衛生許可を取得して、国務院塩業主管機構の承認を得なければならない。

第8条 ヨウ素塩加工に用いられる食塩及びヨウ素酸カリウムは国の衛生標準に合致していなければならない。

ヨウ素塩中のヨウ素酸カリウム添加量は国務院衛生行政部門が決定する。

第9条 ヨウ素塩出荷前には品質検査を行わなければならない。規定含有量標準に達していないヨウ素塩を出荷してはならない。

第10条 ヨウ素塩は出荷前に包装を行わなければならない。ヨウ素塩の包装には明確な標識を付け、加工企業名、所在地、ヨウ素添加量、ロット番号、製造日及び保管方法等の説明が添えられていなければならない。

第11条 ヨウ素塩を国の重点輸送物資とする。鉄道、交通部門は省、自治区、直轄市人民政府塩業主管機構が申告した年度、月度輸送計画にしたがって、計画通りに輸送しなければならない。

ヨウ素塩の輸送手段及び積卸手段は、衛生要求事項に合致していなければならない。有毒、有害物質との同時積載、同時保管をしてはならない。

第12条 ヨウ素塩卸売業を営む企業及び交通が不便な地区においてヨウ素塩小売業を営む機関及び個人は、省、自治区、直轄市人民政府塩業主管機構の規定にしたがって、合理的なヨウ素塩在庫量を保持しなければならない。

ヨウ素塩及び非ヨウ素塩は貯蔵場所において倉庫を分けて保管するか又は場所を分けて保管し、直射日光を防止し、乾燥、安全、衛生を保たなければならない。

第13条 ヨウ素剤の仕入費用及び塩業企業においてヨウ素添加のために生じる各種費用には、国の関連規定を適用する。

### 第3章 ヨウ素塩の供給

第14条 省、自治区、直轄市人民政府衛生行政部門はヨウ素欠乏地区（以下「ヨウ素欠乏地区」と言う）の範囲を確定することに責任を負い、当該級人民政府の承認を得て、国務院衛生行政部門、国務院塩業主管機構に届出を行う。

第15条 国は優先的にヨウ素欠乏地区住民へのヨウ素塩供給を保証する。高ヨウ素地区を除いて、徐々に全人民に対してヨウ素塩供給を実施する。

経済区域と行政区域が一致しないヨウ素欠乏地区に対しては、塩業輸送販売ルートにしたがって組織的にヨウ素塩供給を行わなければならない。

ヨウ素欠乏地区において生産、販売される食品及び副食品であって、食用塩を添加する必要があるものは、すべてヨウ素塩を使用しなければならない。

第16条 ヨウ素欠乏地区において販売されるヨウ素塩は規定されたヨウ素含有量に達していなければならない。非ヨウ素塩及び不適格ヨウ素塩がヨウ素欠乏地区の食用塩市場に入ることを禁止する。

一時的にヨウ素塩を供給できないヨウ素欠乏地区に対しては、省、自治区、直轄市人民政府の承認を得て、一時的に非ヨウ素塩を供給してもよい。但し、省、自治区、直轄市人民政府衛生行政部門はその他のヨウ素補充による予防措置を講じなければならない。

ヨウ素欠乏地区の季節的家内工業、農業、副業、建設業にとって必要な非ヨウ素塩及び非食用塩は、県以上の人民政府塩業主管機構が組織的に供給する。

第 17 条 ヨウ素塩卸売業を営む企業については、省、自治区、直轄市人民政府塩業主管機構が審査を行う。

ヨウ素塩卸売企業は国務院塩業主管機構が承認したヨウ素塩加工企業から仕入れを行わなければならない。ヨウ素塩小売業を営む機関及び個人は、ヨウ素塩卸売企業から仕入れを行わなければならない。承認を得ていない機関及び個人からヨウ素塩を購入してはならない。

第 18 条 ヨウ素塩卸売企業がヨウ素塩加工企業からヨウ素塩を仕入れる場合、ヨウ素添加証明書を求めなければならない。ヨウ素塩加工企業は提供を保証しなければならない。

第 19 条 ヨウ素塩小売機関が販売するヨウ素塩は小型包装でなければならない。本条例の関連規定に合致していなければならない。ヨウ素塩小売管理弁法は、省、自治区、直轄市人民政府が実情に基づいて制定する。

第 20 条 疾病を予防するため、ヨウ素塩中に同時にその他の栄養強化剤又は薬物を添加する場合、省、自治区、直轄市人民政府衛生行政部門、塩業主管機構の承認を得、同時に販売範囲を明確にしなければならない。

疾病を治療するため、ヨウ素塩を食用すべきでない場合、所轄県級人民政府衛生行政部門が指定した医療機関が発行した証明書を持参し、所轄人民政府塩業主管機構が指定した機関において非ヨウ素塩を購入しなければならない。

#### 第 4 章 監督及び管理

第 21 条 県級以上の地方各級人民政府衛生行政部門は当該地区における食塩へのヨウ素添加によるヨウ素欠乏被害除去に対する衛生監督及びヨウ素塩の衛生監督並びに予防効果評価に責任を負う。県級以上の地方各級人民政府塩業主管機構は当該地区のヨウ素塩加工、市場供給に対する監督管理に責任を負う。

第 22 条 県級以上の各級人民政府衛生行政部門は国の規定にしたがって、ヨウ素酸カリウム製造企業及びヨウ素塩加工、経営機関に対してサンプリングを行い、衛生監視に関する資料の提出を求める権利を有し、いかなる機関及び個人も拒否、隠匿又は虚偽資料の提出をしてはならない。

第 23 条 衛生監督担当者が衛生監督、監視を実施する場合、自ら衛生行政部門が発行した監督証明書を提示しなければならない。塩業行政担当者が職務を行う場合、自ら塩業主管機構が発行した証明書を提示しなければならない。

## 第5章 罰則

第24条 本条例の規定に違反し、無断でヨウ素塩加工企業を創業し、又は無許可でヨウ素塩卸売業を営んだ場合、県級以上の人民政府塩業主管機構はヨウ素塩加工又は卸売を停止するよう命じ、すべてのヨウ素塩及び違法所得を没収し、当該塩製品の価値の3倍以下の罰金を併課することができる。

第25条 ヨウ素塩の加工企業、卸売企業が本条例の規定に違反し、不適格ヨウ素塩の加工、卸売を行った場合、県級以上の人民政府塩業主管機構は販売停止を命じ、責任者に対して国が規定した標準にしたがって食塩に対してヨウ素を補充するよう命じ、違法所得を没収し、当該塩製品の価値の3倍以下の罰金を併科することができる。情状が重い場合、加工企業に対して、省、自治区、直轄市人民政府塩業主管機構は国务院塩業主管機構の承認を得て、そのヨウ素塩加工資格を取り消す。卸売企業に対しては、省、自治区、直轄市人民政府塩業主管機構はそのヨウ素塩卸売資格を取り消す。

第26条 本条例の規定に違反し、ヨウ素欠乏地区の食用塩市場において不適格ヨウ素塩を販売し、又は無断で非ヨウ素塩を販売した場合、県級以上の人民政府塩業主管機構はその経営するすべての塩製品及び違法所得を没収し、当該塩製品価値の3倍以下の罰金を併課することができる。情状が重く、犯罪を構成する場合、法に照らして刑事責任を追究する。

第27条 本条例の規定に違反し、ヨウ素塩の加工、輸送、取扱の過程において、国の衛生標準に合致しなかった場合、県級以上の人民政府衛生行政部門は責任者に対して改めるよう命じ、当該塩製品価値の3倍以下の罰金を併課することができる。

第28条 本条例の規定に違反し、ヨウ素塩出荷の際に包装を行わなかった場合、又は包装が国の衛生標準に合致しなかった場合、県級以上の人民政府衛生行政部門は改めるよう命じ、当該塩製品の価値の3倍以下の罰金を併課することができる。

第29条 本条例の規定に違反し、ヨウ素欠乏地区において生産、販売する食品及び副食品中に非ヨウ素塩を添加した場合、県級以上の人民政府衛生行政部門は改めるよう命じ、違法所得を没収し、当該製品の価値の1倍以下の罰金を併課することができる。

## 第6章 附則

第30条 牧畜用塩に本条例を適用する。

第31条 省、自治区、直轄市人民政府は本条例に基づいて実施弁法を制定することができる。

第 32 条 省、自治区、直轄市人民政府衛生行政部門、塩業主管機構がヨウ素塩を供給すべき非ヨウ素欠乏地区と決定した地区に対して、本条例第 15 条第 2 款、第 3 款及び第 16 条第 1 款、第 3 款の規定を適用する。

第 33 条 本条例は 1994 年 10 月 1 日から施行する。1979 年 12 月 21 日に國務院が回覧伝達した『食塩へのヨウ素添加による地方病性甲状腺腫予防暫定弁法』は同時に廃止する。

【公告日】 1994 年 8 月 23 日

【公告機關】 國務院第 163 号

中華人民共和国国家標準

GB 5461-2000

## 食用塩 (Edible salt)

### 序文

本標準は GB 5461-1992 『食用塩』 に対する修正である。

本標準は Γ OCT 13830-1984 『食用塩』 と同等に採用するものではない。本標準には白度及び化学指標の湿量基準百分率による計算を追加し、我が国食用塩の生産原料、生産工程及び製品品質の状況に合わせて衛生指標の制限量を規定した。

本標準は修正によって普通塩並びに粉碎洗浄塩及び天日塩の三級品を削除し、ヨウ素酸カリウム、粒度、白度及び一部化学成分指標を調整した。

本標準は実施の日から、同時に GB 5461-1992 と差し替える。

本標準は国家軽工業局によって提出された。

本標準は全国海湖塩標準化中心が管轄し、解釈責任を負う。

本標準起草機関は全国海湖塩標準化中心、全国井鉞塩標準化中心である。

本標準の主要起草人は劉志達、陳素娟、張能君、王志斌、付淑英である。

本標準は 1985 年 10 月に第 1 回公布を行い、1992 年 6 月に第 1 回修正を行い、1999 年 12 月に第 2 回修正を行った。

### 1 範囲

本標準は食用塩の技術要求事項、試験方法、検査規則及び包装、マーク、輸送、貯蔵について規定した。

本標準は食用の精製塩、粉碎洗浄塩及び天日塩に適用する。

### 2 引用標準

以下の標準に含まれる条文は、本標準中に引用されることによって本標準の条文を構成する。本標準出版の際に示された版すべてを有効とする。すべての標準は修正される可能性があり、本標準を使用する各当事者は以下の標準の最新版を使用する可能性を検討しなければならない。

GB/T 601-1988 化学試薬 滴定分析（容量分析）用標準溶液の調製

GB/T 602-1988 化学試薬 不純物測定用標準溶液の調製

GB/T 603-1988 化学試薬 試験方法において用いられる製剤及び製品の調製

GB/T 6682-1992 分析実験室用水規格及び試験方法

GB 7718-1994 食品ラベル汎用標準

GB/T 8618-1988 製塩工業主要製品サンプリング方法

GB/T 13025.1-1991 製塩工業汎用試験方法 粒度の測定

GB/T 13025.2-1991 製塩工業汎用試験方法 白度の測定

GB/T 13025.3-1991	製塩工業汎用試験方法	水分の測定
GB/T 13025.4-1991	製塩工業汎用試験方法	水不溶物の測定
GB/T 13025.5-1991	製塩工業汎用試験方法	塩素イオンの測定
GB/T 13025.6-1991	製塩工業汎用試験方法	カルシウム及びマグネシウムイオンの測定
GB/T 13025.7-1991	製塩工業汎用試験方法	ヨウ素イオンの測定
GB/T 13025.8-1991	製塩工業汎用試験方法	硫酸根イオンの測定
GB/T 13025.9-1991	製塩工業汎用試験方法	鉛イオンの測定（光度法）
GB/T 13025.10-1991	製塩工業汎用試験方法	フェロシアン化カリウムの測定
GB/T 13025.11-1991	製塩工業汎用試験方法	フッ素イオンの測定
GB/T 13025.12-1991	製塩工業汎用試験方法	バリウムイオンの測定
GB/T 13025.13-1991	製塩工業汎用試験方法	ヒ素イオンの測定

### 3 製品分類

食用塩は結晶体塩化ナトリウムであり、食用に用いられる。

食用塩はその生産及び加工方法によって、精製塩、粉碎洗浄塩、天日塩に分けられる。

その等級に応じて優良、一級、二級に分けられる。

分子式：NaCl

分子量：53.44（1997年国際原子量表による）

### 4 技術要求事項

4.1 官能指標：白色、塩辛い、無異臭、明らかに塩と無関係の外来異物がない。

4.2 理化学指標は表 1 の規定に合致していなければならない。

表 1

指 標		精製塩			粉碎洗浄塩		天日塩	
		優良	一級	二級	一級	二級	一級	二級
物理指 標	白度、度 $\geq$	80	75	67	55		55	45
	粒度、% $\geq$	0.15~0.85mm			0.5~2.5mm		0.5~ 2.5mm	1.0~ 3.5mm
		85	80	75	80		85	70
化学指 標（湿量 基準） %	塩化ナトリウム $\geq$	99.10	98.50	97.00	97.00	95.50	93.20	91.00
	水分 $\leq$	0.30	0.50	0.80	2.10	3.20	5.10	6.40
	水不溶物 $\leq$	0.05	0.10	0.20	0.10	0.20	0.10	0.20
	水溶性不純物 $\leq$	—	—	2.00	0.80	1.10	1.60	2.40
衛生指 標 mg/kg	鉛（Pb で計算） $\leq$	1.0						
	ヒ素（As で計算） $\leq$	0.5						
	フッ素（F で計算） $\leq$	5.0						
	バリウム（Ba で計算） <sup>1)</sup> $\leq$	15.0						
ヨウ素 酸カリ ウム mg/kg	ヨウ素（I で計算）	35 ± 15(20~50)						
アンチ ケーキ ング剤 mg/kg	フェロシアン化カリウ ム（[Fe(CN <sub>6</sub> )] <sup>4-</sup> で計算）	10.0						
1)この項は天然のバリウム含有にがり水を原料として得られた食用塩のみに限って測定する。								

## 5 試験方法

本方法に用いられる試薬及び水は、その他の要求事項が注記されていない場合、すべて分析純試薬及び GB/T 6682 に規定された三級水を指す。

試験において必要とされる標準溶液、不純物標準溶液、製剤及び製品は、その他の要求事項が注記されていない場合、すべて GB/T 601、GB/T 602、GB/T 603 の規定にしたがって調製する。

### 5.1 粒度の測定

GB/T 13025.1 の規定にしたがって行う。

### 5.2 白度の測定

GB/T 13025.2 の規定にしたがって行う。

### 5.3 水分含有量の測定

GB/T 13025.3 の規定にしたがって行う。

### 5.4 水不溶物含有量の測定

GB/T 13025.4 の規定にしたがって行う。

### 5.5 塩素イオン含有量の測定

GB/T 13025.5 の規定にしたがって行う。

### 5.6 カルシウムイオン含有量の測定

GB/T 13025.6 の規定にしたがって行う。

### 5.7 マグネシウムイオン含有量の測定

GB/T 13025.6 の規定にしたがって行う。

### 5.8 硫酸根イオン含有量の測定

GB/T 13025.8 の規定にしたがって行う。

### 5.9 ヨウ素イオン含有量の測定

GB/T 13025.7 の規定にしたがって行う。

### 5.10 鉛イオン制限量の測定

GB/T 13025.9 の規定にしたがって行う。

### 5.11 ヒ素イオン制限量の測定

GB/T 13025.13 の規定にしたがって行う。

### 5.12 バリウムイオン制限量の測定

GB/T 13025.12 の規定にしたがって行う。

### 5.13 フッ素イオン制限量の測定

GB/T 13025.11 の規定にしたがって行う。

### 5.14 フェロシアン化カリウム制限量の測定

GB/T 13025.10 の規定にしたがって行う。

### 5.15 塩化ナトリウム及び水溶性不純物成分の計算及び測定結果の検査

上記各測定結果によって食用塩サンプルに含まれる各種イオンの百分率含有量を得、その後表 2 に注記された番号順に化合物成分を計算する。計算した硫酸カルシウム、硫酸マ

表 2

陽イオン 陰イオン	カルシウムイオン (Ca <sup>2+</sup> )	マグネシウムイオン (Mg <sup>2+</sup> )	ナトリウムイオン (Na <sup>+</sup> )
硫酸塩(SO <sub>4</sub> <sup>2-</sup> )	(1)硫酸カルシウム	(2) 硫酸マグネシウム	(3) 硫酸ナトリウム
塩素イオン(Cl <sup>-</sup> )	(4)塩化カルシウム	(5) 塩化マグネシウム	(6) 塩化ナトリウム

グネシウム、硫酸ナトリウム、塩化カルシウム、塩化マグネシウムの和は水溶性不純物含有量であり、それ以外の塩素イオンは塩化ナトリウム含有量と計算される。

番号順で計算する際、ある種の化合物について陰イオン又は陽イオンが存在しないために成り立たない場合、以下の番号順に補充計算を行い、計算結果は小数以下第3位まで求め、第2位までを取る。

検査で得られた化合物百分率の総和に水不溶物、水分（蒸発による重量喪失に残留結晶水を加えたもの又は600℃燃焼灰化測定値）の和を加えて99.50%～100.40%となる場合、分析データが成立すると考えられる。

食用塩を140℃で燃焼乾燥させた後、その残留結晶水について、硫酸カルシウムが2分の1個の結晶水を含み、硫酸マグネシウムが1個の結晶水を含み、塩化マグネシウムが2個の結晶水を含み、塩化カルシウムが2個の結晶水を含むこととして計算する。食用塩を110℃で燃焼乾燥させた後、その残留結晶水について、硫酸カルシウムが2分の1個の結晶水を含み、硫酸マグネシウムが2個の結晶水を含み、塩化マグネシウムが4個の結晶水を含み、塩化カルシウムが2個の結晶水を含むこととして計算する。

## 6 検査規則

### 6.1 ロット

同一の加工方法で生産された同一等級で、同時に納入された製品によって1ロットが構成される。

6.2 食用塩製品の工場出荷前に、生産工場（又は販売部門）の検査部門が、本標準の規定にしたがってロットごとに検査を行い、検査に合格した後、包装内（外）に品質合格証を添付しなければ、当該製品は出荷することができない。

### 6.3 抜取検査方法及び数量

GB/T 8618の規定にしたがって行う。

6.4 食用塩製品品質は製品納入時の品質検査を基準とする。需給双方に製品品質について異議が発生した場合、需給双方の共同委任によって仲裁機関に提出し、本標準の規定にしたがって検査及び判定を行う。

6.5 食用塩製品包装の正味量と注記との間の品質偏差は、国が公布した『定量包装商品計量監督規定』の要求事項に合致していなければならない。

6.6 検査結果中に本標準の規定に合致しない指標が1項目ある場合（又は粒度、白度、水溶性不純物のうち2項目の指標が合致しない場合）、同一ロット製品の予備サンプルを抜き取り、不適格項目について再検査を行う。再検査でも当該種製品の最低級の規定に達しない場合、当該ロット製品は不適格と判定される。

## 7 包装、マーク、輸送、貯蔵

7.1 食用塩の大型包装はポリエチレン薄膜ライナーのカートン、織袋を使用しなければならない。個々の重量は25kg又は50kgとし、包装には合格証又は合格マークが付けられ、生産企業名、所在地、製品名、数量、ロット番号、検査員氏名（コード）が明記されていなければならない。

7.2 食用塩小型包装は、ポリエチレンプラスチック袋、カートン、プラスチックケース（ボトル）（無毒）を使用することができ、個々の重量は 1000g、500g、250g 又は 250g 以下とし、小型包装には GB 7718 に規定された要素が明記され、ヨウ素添加塩偽造防止マークが貼付されていなければならない。

7.3 食用塩輸送手段は清潔で、乾燥していなければならない。輸送中も器具がしっかりと梱包され、無傷無損が確保され、塩質汚染を引き起こす可能性のある貨物と混載することは禁止する。輸送によって破損及び品質低下を招いた場合、関係責任者が責任を負わなければならない。

7.4 食用塩貯蔵中は適切に保管されなければならない。倉庫に貯蔵する場合、風通しがよく、雨、湿気を防止しなければならない。積み上げられた食用塩上に覆いがなされ、下には仕切りがなければならない。塩質汚染を引き起こす可能性のある貨物とともに貯蔵することは禁止する。

【交付日】 2000 年 4 月 20 日

【施行日】 2000 年 10 月 1 日

【交付機関】 国家質量技術監督局

中華人民共和國國家標準

GB 2721-2003 (GB2721-1996 と差し替え)

## 食用塩衛生標準

### 1 範囲

本標準は食用塩の指標要求事項、食品添加剤、栄養強化剤、生産加工過程における衛生要求事項及び検査方法を規定した。

本標準は海水、地下岩（鉍）塩堆積物、天然にがり（塩）水から得られた塩化ナトリウムを主要成分として加工された食用塩に適用し、低ナトリウム塩には適用しない。

### 2 規範的引用文書

以下の文書中の条項は本標準に引用されることによって本標準の条項となる。日付が注記された引用文書については、その後のすべての修正表（訂正は含まない）又は修正版は本標準に適用されないが、本標準に基づき合意に達した各当事者がこれらの文書の最新版を使用することができるかどうか研究することを奨励する。日付が注記されていない引用文書はすべて、その最新版を本標準に適用する。

GB 2760	食品添加剤使用衛生標準
GB/T 5009. 13	食品中の銅の測定
GB/T 5009. 15	食品中のカドミウムの測定
GB/T 5009. 17	食品中の総水銀及び有機水銀の測定
GB/T 5009. 33	食品中の亜硝酸塩及び硝酸塩の測定
GB/T 5009. 42	食品衛生標準の分析方法
GB/T 14880	食品栄養強化剤使用衛生標準
GB 14881	食品企業汎用衛生規範

### 3 指標要求事項

#### 3.1 官能要求事項

白色で、塩辛く、異臭がなく、肉眼で見ることができる塩と無関係の外来異物がないこと。

### 3. 2 理化学指標

理化学指標は表 1 の規定に合致していなければならない。

表 1 理化学指標

項目	指標
塩化ナトリウム（無水ベースで計算する） / (g/100g) $\geq$	97
水不溶物 / (g/100g)	
普通塩 $\leq$	0.4
精製塩 $\leq$	0.1
硫酸塩（SO <sub>2</sub> -4 で計算する） / (g/100g) $\leq$	2
亜硝酸塩（NaNO <sub>2</sub> で計算する） / (mg/kg) $\leq$	2
総ヒ素（As で計算する） / (mg/kg) $\leq$	0.5
鉛（Pb） / (mg/kg) $\leq$	2
銅（Cu） / (mg/kg) $\leq$	2
カドミウム（Cd） / (mg/kg) $\leq$	0.5
総水銀（Hg で計算する） / (mg/kg) $\leq$	0.1
バリウム（Ba） / (mg/kg) $\leq$	15
フッ素（F） / (mg/kg) $\leq$	2.5
ヨウ素（I） <sup>a</sup>	GB14880 の規定を適用する
<sup>a</sup> ヨウ素強化食用塩のみに適用する	

### 4 食品添加剤及び栄養強化剤

4. 1 食品添加剤及び栄養強化剤の品質は対応する標準及び関連規定に適合していなければならない。

4. 2 食品添加剤及び栄養強化剤の品種及び使用量は GB 2760 及び GB 14880 の規定に合致していなければならない。

### 5 生産加工過程における衛生要求事項

GB 14881 の規定に合致していなければならない。

### 6 包装

包装容器及び材料は対応する衛生標準及び関連規定に合致していなければならない。

### 7 標識

定型包装の標識要求事項は関連規定に合致していなければならない。

## 8 貯蔵及び輸送

### 8. 1 貯蔵

製品は乾燥し、風通しのよい場所に貯蔵されなければならない。有毒、有害なもの、異臭のあるもの、揮発性、腐食性のあるものと同じ場所に貯蔵してはならない。

### 8. 2 輸送

製品輸送の際は直射日光、雨を避けなければならない。有毒、有害なもの、異臭のあるもの又は製品品質に影響を与えるものと混載して輸送してはならない。

## 9 検査方法

### 9. 1 塩化ナトリウム、水不溶物、硫酸塩、総ヒ素、鉛、バリウム、フッ素、ヨウ素

GB/T 5009. 42 に規定された方法にしたがって測定する。

### 9. 2 銅

GB/T 5009. 13 に規定された方法にしたがって測定する。

### 9. 3 カドミウム

GB/T 5009. 15 に規定された方法にしたがって測定する。

### 9. 4 総水銀

GB/T 5009. 17 に規定された方法にしたがって測定する。

### 9. 5 亜硝酸塩

GB/T 5009. 33 に規定された方法にしたがって測定する。

【交付日】 2003 年 9 月 24 日

【施行日】 2004 年 5 月 1 日

【交付機関】 国家衛生部

## 食品衛生法

### 第1章 総則

第1条 食品衛生を保証し、食品汚染及び有害要素による人体に対する危害を防止し、人民の身体の健康を保障し、かつ、人民の体質を増強するため、この法律を制定する。

第2条 国は、食品衛生監督制度を実行する。

第3条 国務院の衛生行政部門は、全国の食品衛生監督管理業務を主管する。

国務院の関係部門は、各自の職責範囲内で食品衛生管理業務につき責任を負う。

第4条 中華人民共和国の領域内で食品の生産経営に従事する場合には、必ずこの法律を遵守しなければならない。

この法律は、一切の食品、食品添加剤並びに食品容器、包装材料、食品用工具、設備、洗浄剤及び消毒剤に適用し、食品の生産経営場所、施設及び関係環境にも適用する。

第5条 国は、社会団体及び個人による食品衛生に対する社会監督を奨励し、かつ、保護する。

この法律に、違反する行為に対しては、何人も、告訴し、及び告発する権利を有する。

### 第2章 食品の衛生

第6条 食品は、無毒で、無害で、有すべき栄養上の要求に適合し、相応の色、香り及び味等の感覚器官性状を有しなければならない。

第7条 嬰兒・幼児のためにもつぱら供される主食品及び副食品は、必ず国務院の衛生行政部門の制定する栄養及び衛生の標準に適合しなければならない。

第8条 食品の生産経営過程は、次の各号に掲げる衛生要求に適合しなければならない。

(1)内外の環境の清潔を保持し、はえ、ねずみ、ごきぶりその他の有害な昆虫及びその発生条件を除去する措置を講じ、有毒又は有害な場所と所定の距離を保持する。

(2)食品生産経営企業は、製品の品目及び数量に適應する食品原料の処理、加工、包装及び貯蔵等の工場建屋又は場所を有しなければならない。

(3)相応する消毒、更衣、洗面、採光、照明、通風、防腐、防塵、防縄、防鼠、洗浄、汚染排出並びにゴミ及び廃棄物保管の施設を有しなければならない。

(4)設備の配置及び工程プロセスは、合理的なもので、加工用食品と直接経口食品との、及び原料と製品との交差汚染を防止しなければならない。食品は、有毒物又は不潔物と接触してはならない。

(5)食事用具、飲用具及び直接経口食品を盛る容器は、使用前に必ずこれを洗浄し、又は消毒しな

なければならない。炊事用具及び用具は、用いた後に、これを必ず洗浄し、清潔を保持しなければならない。

- (6)食品を貯蔵し、運送し、及び積降しする容器の包装、手段、設備及び条件は、必ず安全かつ無害で、清潔を保持し、食品汚染を防止しなければならない。
- (7)直接経口食品は、小包装をし、又は無毒かつ清潔な包装材料を使用しなければならない。
- (8)食品の生産経営人員は、常に個人の衛生を保持しなければならない。食品を生産し、又は販売する際には、必ず手を洗浄し、清潔な作業服及び帽子を着用しなければならない。直接経口食品を販売する際には、必ず製品販売工具を使用しなければならない。
- (9)用水は、必ず国の定める都市・農村生活飲用水衛生標準に適合しなければならない。
- (10)使用される洗浄剤及び消毒剤は、人体に安全かつ無害でなければならない。

食品の露天商人及び都市・農村の定期市取引食品経営者の食品生産経営過程における要求は、省、自治区及び直轄市の人民代表大会常務委員会がこの法律に基づき、具体的規定をする。

第9条 次の各号に掲げる食品の生産経営は、これを禁止する。

- (1)腐敗変質し、油が腐敗し、かびが生え、虫を生じ、汚濁不潔な、異物を混有し、又はその他の感覚器官性状が異常で、人体の健康に対して有害なおそれのあるもの
- (2)有毒若しくは有害な物質を含み、又は有毒若しくは有害な物質により汚染され、人体の健康に有害なおそれのあるもの
- (3)病気をもたらす寄生虫若しくは微生物を含み、又は微生物毒素含量が国の限定標準を超えるもの
- (4)獣医の衛生検査を経ないで、又は検査に合格しない肉類及びその製品
- (5)病死、毒死又は死因不明の家禽、家畜、獣及び水産動物等並びにその製品
- (6)容器の包装が汚濁不潔で、重大な破損を受け、又は運送手段が不潔で汚染をもたらすもの
- (7)偽物を混入し、雑物を混入し、又は偽造され、栄養又は衛生に影響が及ぶもの
- (8)非食品原料を用いて加工したもの、非食品用化学物質を加えたもの又は非食品を食品としたもの
- (9)品質保証期間を超えたもの
- (10)病気防止等の特別の必要のため、国務院の衛生行政部門又は省、自治区若しくは直轄市の人民政府が販売禁止を特に規定したもの
- (11)国務院の衛生行政部門の使用許可を経っていない添加剤を含むもの又は農薬残留が国の定める許容量を超えるもの
- (12)食品衛生標準及び衛生要求に適合しないその他のもの

第10条 食品には、薬物を加えてはならない。ただし、伝統に従い食品でもあり薬品でもある原料、調味料又は栄養強化剤として加えられる物を除く。

### 第3章 食品添加剤の衛生

第11条 食品添加剤を生産経営し、及び使用する場合には、必ず食品添加剤使用衛生標準及び衛生管理弁法の規定に適合しなければならない。衛生標準及び衛生管理弁法に適合しない食品添加剤は、これを経営し、又は使用してはならない。

### 第4章 製品容器、包装材料並びに食品用工具及び設備の衛生

第12条 食品容器、包装材料並びに食品用工具及び設備は、必ず衛生標準及び衛生管理弁法の規定に適合しなければならない。

第13条 食品容器、包装材料並びに食品用工具及び設備の生産は、必ず衛生要求に適合する原材料を採用しなければならない。製品は、洗浄及び消毒に便利なものでなければならない。

### 第5章 食品衛生標準及び管理弁法の制定

第14条 食品、食品添加剤、食品の容器及び包装材料、食品用工具及び設備、食品用設備及び設備の清洗に用いる洗浄剤及び消毒剤並びに食品中の汚染物質及び放射性物質の許容量の国家衛生標準、衛生管理弁法及び検査規定は、國務院の衛生行政部門が制定し、又は発布を承認する。

第15条 国が衛生標準を制定していない食品については、省、自治区及び直轄市の人民政府は、地方衛生標準を制定し、國務院の衛生行政部門及び國務院の標準化行政主管部門に届け出ることができる。

第16条 食品添加剤の国家製品品質標準中の衛生学的意義のある指標は、必ず國務院の衛生行政部門の審査同意を得なければならない。

農薬及び化学肥料等の農業用化学物質の安全性評価は、必ず國務院の衛生行政部門の審査同意を経なければならない。

家畜及び家禽を屠殺する獣医衛生検査規定は、國務院の関係行政部門が國務院の衛生行政部門と共同して制定する。

### 第6章 食品衛生管理

第17条 各級の人民政府の食品生産経営管理部門は、食品衛生管理業務を強化し、かつ、この法律の執行状況に対して検査をしなければならない。

各級の人民政府は、食品加工工程の改良を奨励し、及び支持し、食品衛生品質の向上を促進しなければならない。

第18条 食品生産経営企業は、当該単位の食品衛生管理制度を健全なものとし、専任又は兼任の食

品衛生管理者を配備し、生産経営する食品に対する検査業務を強化しなければならない。

第 19 条 食品生産経営企業の新築、増築及び改築の工事の場所の選定及び設計は、衛生要求に適合しなければならない。その設計審査及び工事検収は、必ず衛生行政部門の参加を得なければならない。

第 20 条 新資源を利用して生産する食品及び食品添加剤の新品目については、生産経営企業は、生産開始前に必ず当該製品の衛生評価及び栄養評価に必要な資料を提出しなければならない。新しい原料を利用して生産する食品容器、包装材料及び食品並びに食品用工具及び設備の新品目については、生産経営企業は、生産開始前に必ず当該製品の衛生評価に必要な資料を提出しなければならない。当該新品目については、生産投入前に、更にサンプルを提出し、かつ、所定の食品衛生標準の審査認可手続に従い審査認可を申請しなければならない。

第 21 条 定型包装食品及び食品添加剤は、必ず包装標識又は製品説明書上に製品の種類に基づき、それぞれ規定に従い品名、生産地、工場名、生産日、ロット番号又は記号、規格、配合方法、主要成分、品質保存期間、食用方法及び使用方法等を記載しなければならない。食品及び食品添加剤の製品説明書は、誇大な、又は虚偽の宣伝内容を有してはならない。

食品包装標識は、必ず明確で、かつ、容易に弁識することのできるものでなければならない。国内市場で販売される商品は、必ず中国語による標識を有しなければならない。

第 22 条 特定の保健効能を有する旨を表示する食品の製品及び説明書は、必ず国务院の衛生行政部門に報告し審査認可を受けなければならない。その衛生標準及び生産経営管理法は、国务院の衛生行政部門が制定する。

第 23 条 特定の保健効能を有する旨を表示する食品は、人体の健康に有害であってはならない。当該製品の効能及び成分は、必ず説明書と一致し、虚偽があってはならない。

第 24 条 食品、食品添加剤及び食品にもつぱら用いられる容器、包装材料その他の用具の生産者は、衛生標準及び衛生管理弁法に従い検査を実施して合格した後に限り、出荷し、又は販売することができる。

第 25 条 食品生産経営者は、食品及びその原料を購入する場合には、国の関係規定に従い検査合格証又は化学検査表を取得しなければならない。販売者は、保証を提供しなければならない。証明書取得が必要な範囲及び種類は、省、自治区及び直轄市の人民政府の衛生行政部門が定める。

第 26 条 食品生産経営人員は、年度ごとに必ず健康検査をしなければならない。新しく業務に参加し、及び臨時に業務に参加する食品生産経営人員は、健康検査をし、健康証明を取得した後に限り業

務に参加することができる。

下痢、腸チフス又は病毒性肝炎等の消化器官伝染病（病原保有者を含む。）、活動性肺結核、化膿性又は滲出性皮膚病その他の食品衛生に有害な疾病を患っている者は、直接経口食品に接触する業務に参加してはならない。

第 27 条 食品生産経営企業及び食品露天商人は、まず衛生行政部門の発行する衛生許可証を取得したときに限り工商行政管理部門に登録を申請することができる。衛生行政許可証を取得していない場合には、食品生産経営活動に従事してはならない。

食品生産経営者は、衛生許可証を偽造し、変造し、又は貸し出してはならない。

衛生許可証の発行管理弁法は、省、自治区及び直轄市の人民政府の衛生行政部門が制定する。

第 28 条 各種食品市場の主宰者は、市場内の食品衛生管理業務につき責任を負い、かつ、市場内に必要な公共衛生施設を配置し、良好な環境衛生状況を保持しなければならない。

第 29 条 都市・農村定期市取引の食品衛生管理業務は、工商行政管理部門が責任を負う。食品衛生監督検査業務は、衛生行政部門が責任を負う。

第 30 条 輸入される食品、食品添加剤、食品容器及び包装材料並びに食品用工具及び設備は、必ず国の衛生標準及び衛生管理弁法の規定に適合しなければならない。

前項所定の製品を輸入する場合には、港湾輸入食品衛生監督検査機構が衛生監督及び検査をする。検査に合格したときに限り輸入を許可する。税関は、検査合格証書に基づき通関させる。

輸入単位は、検査を申請する際には、輸出国（地区）で使用されている農薬、添加剤及び洗浄剤等の関係資料及び検査報告を提出しなければならない。

第 1 項所定の製品を輸入する際に、国の衛生標準により検査をする場合において、国の衛生標準のないときは、輸入単位は、必ず輸出国（地区）の衛生部門又は組織が発行する衛生評価資料を提出し、港湾輸入食品衛生監督検査機構の審査検査を経て、かつ、国务院の衛生行政部門に報告し認可を受けなければならない。

第 31 条 輸出食品は、国の輸出入商品検査部門が衛生監督及び検査をする。

税関は、国の輸出入商品検査部門の発行する証書に基づき通関させる。

## 第 7 章 食品衛生監督

第 32 条 県級以上の地方人民政府の衛生行政部門は、管轄範囲内で食品衛生監督職責を行使する。

鉄道及び交通行政主管部門が設立する食品衛生監督機構は、国务院の衛生行政部門が国务院の関係部門と共同して定める食品衛生監督職責を行使する。

第 33 条 食品衛生監督職責は、次の各号の規定による。

- (1)食品衛生監督測定、検査及び技術指導をする。
- (2)食品生産経営人員の訓練育成に協力し、食品生産経営人員の健康検査を監督する。
- (3)食品衛生及び栄養知識を宣伝し、食品衛生評価をし、食品衛生状況を公布する。
- (4)食品生産経営企業の新築、増築及び改築工事の場所の選定及び設計に対して衛生審査をし、かつ、工事検収に参加する。
- (5)食物中毒及び食品汚染事故に対して調査をし、かつ、規制措置を講ずる。
- (6)この法律に違反する行為に対して巡回監督検査をする。
- (7)この法律に違反する行為に対して責任を追及し、法により行政処罰をする。
- (8)その他の食品衛生監督事項につき責任を負う。

第 34 条 県級以上の人民政府の衛生行政部門は、食品衛生監督員を置く。食品衛生監督員は、合格した専任職員が担任し、同級の衛生行政部門が証書を発給する。

鉄道及び交通の食品衛生監督員は、その上級主管部門が証書を発給する。

第 35 条 食品衛生監督員は、衛生行政部門が委任する任務を執行する。

食品衛生監督員は、必ず公のために法を執行し、職務に忠実でなければならない、職権を利用して私利を図ってはならない。

食品衛生監督員は、任務を執行する際に、食品生産経営者から状況を理解し、必要な資料を取得し、生産経営場所に入り検査し、規定に従い無償でサンプルを採取することができる。生産経営者は、これを拒絶し、又は隠蔽してはならない。

食品衛生監督員は、生産経営者が提供する技術資料に対して秘密保持の義務を負う。

第 36 条 国务院並びに省、自治区及び直轄市の人民政府の衛生行政部門は、必要に応じて条件を具備した単位を食品衛生検査単位として確定し、食品衛生検査をさせ、かつ、検査報告を発行させることができる。

第 37 条 県級以上の地方人民政府の衛生行政部門は、既に食物中毒事故がもたらされ、又は食物中毒事故に至るおそれのあることを証明する証拠のある場合には、当該食品生産経営者に対して次の各号に掲げる臨時規制措置を講ずることができる。

- (1)食物中毒をもたらし、又は食物中毒に至るおそれのある食品及びその原料を封印保管する。
- (2)汚染された食品用工具及び用具を封印保管し、かつ、清洗消毒をするよう命ずる。

検査を経て汚染されている食品は、これを廃棄する。汚染されていない食品は、その封印を解除する。

第 38 条 食物中毒の発生した単位及び病人を収用して治療する単位は、緊急措置を講ずるほか、国

の関係規定に基づき、速やかに所在地の衛生行政部門に報告しなければならない。

県級以上の地方人民政府の衛生行政部門は、報告を受領した後に、速やかに調査処理をし、かつ、規制措置を講じなければならない。

## 第 8 章 法律責任

第 39 条 この法律の規定に違反し、衛生標準に適合しない食品を生産経営し、食物中毒事故その他の食源性疾患をもたらした場合には、生産経営の停止及び食物中毒その他の食源性疾患をもたらした食品の廃棄を命じ、違法所得を没収し、かつ、違法所得相当額以上 5 倍以下の罰金を科する。違法所得のない場合には、1000 元以上 5 万元以下の罰金を科する。

この法律の規定に違反し、衛生標準に適合しない食品を生産経営し、重大な食物中毒事故その他の重大な食源性疾患をもたらし、人体の健康に重大な危害をもたらし、又は生産経営する食品に有毒若しくは有害の非食品原料を混入した場合には、法により刑事責任を追及する。

この条所定の行為の 1 のある場合には、衛生許可証を取り消す。

第 40 条 この法律の規定に違反し、衛生許可証を取得しないで、又は衛生許可証を偽造して食品生産経営活動に従事した場合には、これを取り締まり、違法所得を没収し、かつ、違法所得相当額以上 5 倍以下の罰金を科する。違法所得のない場合には、500 元以上 3 万元以下の罰金を科する。衛生許可証を変造し、又は貸し出した場合には、衛生許可証を返納させ、違法所得を没収し、かつ、違法所得相当額以上 3 倍以下の罰金を科する。違法所得のない場合には、500 元以上 1 万元以下の罰金を科する。

第 41 条 この法律の規定に違反し、食品生産経営過程が衛生要求に適合しない場合には、是正を命じ、警告を科するものとし、5000 元以下の罰金を科することができる。拒絶して是正せず、又はその他の重大な情状のある場合には、衛生許可証を取り消す。

第 42 条 この法律の規定に違反し、禁止されている食品を生産経営した場合には、生産経営の停止、売却済食品回収の即時の公告及び当該食品の廃棄を命じ、違法所得を没収し、かつ、違法所得相当額以上 5 倍以下の罰金を科する。違法所得のない場合には、1000 元以上 5 万元以下の罰金を科する。事案が重大である場合には、衛生許可証を取り消す。

第 43 条 この法律の規定に違反し、栄養又は衛生標準に適合しない嬰兒・幼児にもつぱら供される主食品又は副食品を生産経営した場合には、生産経営の停止、売却済食品の回収の即時の公告及び当該食品の廃棄を命じ、違法所得を没収し、かつ、違法所得相当額以上 5 倍以下の罰金を科する。違法所得のない場合には、1000 元以上 5 万元以下の罰金を科する。事案が重大である場合には、衛生許可証を取り消す。

第 44 条 この法律の規定に違反し、衛生標準及び衛生管理弁法の規定に適合しない食品添加剤、食品容器、包装材料、食品用工具及び設備並びに洗浄剤及び消毒剤を生産経営し、又は使用した場合には、生産又は使用の停止を命じ、違法所得を没収し、かつ、違法所得相当額以上 3 倍以下の罰金を科する。違法所得のない場合には、5000 元以下の罰金を科する。

第 45 条 この法律の規定に違反し、国务院の衛生行政部門の審査認可を経ないで特定の保健効能を有する旨を表示した食品を生産経営し、又は当該食品の製品説明書の内容が虚偽である場合には、生産経営の停止を命じ、違法所得を没収し、違法所得相当額以上 5 倍以下の罰金を科する。違法所得のない場合には、1000 元以上 5 万元以下の罰金を科する。事案が重大である場合には、衛生許可証を取り消す。

第 46 条 この法律の規定に違反し、提携包装食品及び食品添加剤の包装標識又は製品説明書上に生産日及び品質保証期間等の所定の事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は規定に違反して中国語標識を表示しない場合には、是正を命ずるものとし、500 元以上 1 万元以下の罰金を科することができる。

第 47 条 この法律の規定に違反し、食品生産経営人員が健康証明を取得しないで食品生産経営に従事し、又は疾病を患い直接経口食品に接触してはならない生産経営人員に対して規定に従って隔離しない場合には、是正を命ずるものとし、5000 元以下の罰金を科することができる。

第 48 条 この法律の規定に違反し、食物中毒事故その他の食源性疾患をもたらす、又はその他の法律違反行為により他人に損害をもたらした場合には、法により民事賠償責任を引き受けなければならない。

第 49 条 この法律所定の行政処罰は、県級以上の地方人民政府の衛生行政部門が決定する。この法律所定の食品衛生監督権を行使するその他の機関は、所定の職責範囲内でこの法律の規定により行政処罰決定をする。

第 50 条 当事者は、行政処罰決定に不服のある場合には、処罰通知を受領した日から 15 日以内に処罰決定をした機関の 1 級上の機関に対して再議を申し立てることができる。当事者は、処罰通知書を受領した日から 15 日以内に直接に人民法院に対して訴えを提起することもできる。

再議機関は、再議申立てを受領した日から 15 日以内に再議決定をしなければならない。当事者は、再議決定に不服のある場合には、再議決定を受領した日から 15 日以内に人民法院に訴えを提起することができる。

当事者が期間を徒過して再議を申し立てず、人民法院に対して訴えを提起せず、かつ、処罰決定を履行しない場合には、処罰決定をした機関は、人民法院に対して強制執行を申し立てることができる。

第 51 条 衛生行政部門がこの法律の規定に違反し、条件に適合しない生産経営者に対して衛生許可証を発給した場合には、直接責任者に対して行政処分を科する。賄賂を収受して犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。

第 52 条 食品衛生監督管理者が職権を乱用し、職務を懈怠し、又は私利を図り、重大事故をもたらす犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合には、法により行政処分を科する。

第 53 条 暴力又は強迫の方法により食品衛生監督管理者の法による職務の執行を妨害した場合には、法により刑事責任を追及する。食品衛生監督管理者の法による職務の執行を拒絶し、又は妨害し、暴力又は強迫の方法を使用していない場合には、公安機関が治安管理处罰条例の規定により処罰する。

## 第 9 章 附則

第 54 条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)食品とは、人の食用又は飲用に供される各種製品及び原料並びに伝統に従い食品であり、かつ、薬品である物品をいう。ただし、治療を目的とする物品を含まない。
- (2)食品添加剤とは、食品の品質及び色、香り又は味を改善し、並びに防腐及び加工工程の必要のため食品に加えらるる化学合成物質又は天然物質をいう。
- (3)栄養強化剤とは、栄養成分を増強するために食品に加えらるる天然の、又は人口合成の天然栄養素範囲に属する食品添加剤をいう。
- (4)食品容器及び包装材料とは、包装及び食品盛付け用の紙、竹、木、金属、珪瑯、セラミック、プラスチック、ゴム、天然繊維、化学繊維及びガラス等の製品並びに食品接触塗料を
- (5)食品用工具及び設備とは、食品の生産経営過程において食品と接触する機械、パイプライン、ベルト、容器、用具及び食器等をいう。
- (6)食品生産経営とは、一切の食品の生産（栽培業及び養殖業を含まない。）、採集、買付け、加工、貯蔵、運送、陳列、供給及び販売等の活動をいう。
- (7)食品生産経営者とは、食品生産経営に従事する一切の単位又は個人をいい、従業員食堂及び食品露天商人等を含む。

第 55 条 食品輸出の管理弁法は、国の輸出入商品検査部門が国務院の衛生行政部門及び関係行政部門と共同して別に制定する。

第 56 条 軍隊専用食品及び自己供給食品の衛生管理弁法は、中央軍事委員会がこの法律により制定する。

第 57 条 この法律は、公布の日から施行する。食品衛生法（試行）は、これを同時に廃止する。

【交付日】 1995 年 10 月 30 日

【交付機関】 国家主席令第 59 号

【廃止日】 2009 年 6 月 1 日

(『中華人民共和国食品安全法』の施行に伴い廃止)

## 中華人民共和国主席令

### 第九号

『中華人民共和国食品安全法』が2009年2月28日、中華人民共和国第十一期全国人民代表大会常務委員会第七回會議で採択されたため、ここに公布し、2009年6月1日より施行する。

中華人民共和国主席 胡錦濤

2009年2月28日

## 中華人民共和国食品安全法

(2009年2月28日第十一期全国人民代表大会常務委員会第七回會議を通過)

### 目 次

- 第一章 総 則
- 第二章 食品安全のリスクモニタリングと評価
- 第三章 食品安全基準
- 第四章 食品の生産・加工と流通サービス
- 第五章 食品検査
- 第六章 食品輸出入
- 第七章 食品安全事故の処理
- 第八章 監督管理

## 第九章 法律責任

## 第十章 附 則

### 第一章 総 則

**第一条** 食品の安全性を保証し、公衆の身体の健康と生命の安全を保障するために、本法を制定する。

**第二条** 中華人民共和国国内で以下の活動に従事する場合、本法を遵守しなければならない。

(一) 食品の生産と加工（以下、食品の製造と略称する）、食品の流通と飲食サービス（以下、食品の販売と略称する）。

(二) 食品添加物の製造・販売。

(三) 食品に用いる包装資材、容器、洗浄剤、消毒剤および食品の製造・販売に用いる器具、設備（以下、食品関連製品と略称する）の製造・販売。

(四) 食品の製造・販売者の食品添加物、食品関連製品の使用。

(五) 食品、食品添加物および食品関連製品に対する安全管理。

食用の農産物（以下、食用農産物と略称する）の品質安全管理については、「中華人民共和国農産物品質安全法」の規定を遵守する。但し、食用農産物の品質安全基準の制定、食用農産物の安全関連情報の公表にあたっては、本法の関連規定を遵守しなければならない。

**第三条** 食品の製造・販売者は、法律、法規および食品安全基準に基づいて製造・販売活動に従事し、社会および公衆に対して責任を負い、食品安全を保証し、社会の監督を受け、社会の責任を引き受けなければならない。

**第四条** 国務院は食品安全委員会を設立する。その業務の職責は国務院の規定による。

国務院衛生行政部門は、食品安全の総合的な調整の職責を負い、食品安全のリスク評価、食品安全基準の制定、食品安全情報の公表、食品検査機関の資格認定条件と検査規範の制定の責任を負い、食品安全重大事故の調査と処理を指揮する。

国務院の品質監督部門、工商行政管理部門、国家食品薬品監督管理部門が、本法および国務院が規定する職責に従って、食品製造、食品流通、飲食サービス活動の実施についてそれぞれに監督管理を分掌する。

**第五条** 県レベル以上の地方人民政府は、その行政区域の食品安全監督管理業務について統一的に責任を負い、指導、調整、とりまとめを行い、健全な食品安全の全てのプロセスを監督管理する業務メカニズムを構築する。また、食品安全にかかわる突発事件への対応業務を統一的に指導、指揮する。また、食品安全監督管理責任制を完全なものとして実行し、食品安全監督管理部門に対して、評議・審査を実施する。

県レベル以上の地方人民政府は、本法および国務院の規定に基づいて同じレベルの衛生行政部門、農業行政部門、品質監督部門、工商行政管理部門、食品薬品監督管理部門の食品安全監督管理の職責を確定する。関連部門はその職責の範囲において、その行政区域の食品安全監督管理業務について責任を負う。

上のレベルの人民政府の所属部門が下のレベルの行政区域に設置した機関は、所在地にある人民政府の統一的なとりまとめと調整の下で、法に基づき食品安全監督管理業務を実施する。

**第六条** 県レベル以上の衛生行政部門、農業行政部門、品質監督部門、工商行政管理部門、食品薬品監督管理部門は、意思疎通に力を入れ、密接に協力しあわなければならない。それぞれの職責に基づいて分担して、法に基づいて職権を行使し、責任を負う。

**第七条** 食品業種協会は、業界の自律を強化し、食品製造・販売者が法に基づき製造・販売を行うよう誘導し、業界における信用の構築を推進し、食品安全に関する知識につ

いて宣伝し、普及する。

**第八条** 国は、社会团体、基層住民の自治組織が、食品安全の法律、法規および食品安全基準と知識の普及活動を行い、健康的な飲食方式を唱導し、消費者の食品安全意識と自己保護能力を増強することを奨励する。

メディアは、食品安全の法律、法規、食品安全基準と知識に関して宣伝しなければならないとともに、本法に違反する行為に対して世論の監督を行わねばならない。

**第九条** 国は、食品安全に関する基礎研究と応用研究を奨励、支持し、食品製造・販売者が食品安全レベルを引き上げるために、先進的な技術と管理規範を取り入れることを奨励、支持する。

**第十条** いかなる組織又は個人も、食品の製造・販売のうち、本法に違反する行為について通報する権利を有し、関連部門へ食品安全に関する情報を照会し、食品安全監督管理業務に対して意見と提案を提出する権利を有する。

## 第二章 食品安全リスクモニタリングと評価

**第十一条** 国は、食品安全リスクモニタリング制度を構築し、食源性疾病、食品汚染及び食品中の有害物質についてモニタリングを実施する。

国務院衛生行政部門は、国務院の関連部門と共同で、国家食品安全リスクモニタリング計画を制定、実施する。省、自治区、直轄市人民政府の衛生行政部門は、国家食品安全リスクモニタリング計画に基づいて、その本行政区域の具体的な状況に照らして、その行政区域の食品安全リスクモニタリングプログラムを制定、実施するようとりまとめる。

**第十二条** 国務院農業行政部門、品質監督部門、工商行政管理部門、国家食品薬品監督管理部門等の関連部門は、食品の安全にかかわるリスク情報を知り得た場合、ただちに国務院衛生行政部門に通報しなければならない。国務院衛生行政部門は、関連部門と共同で

情報を確認した後、すみやかに食品安全リスクモニタリング計画を調整しなければならない。

**第十三条** 国は、食品安全リスク評価制度を構築し、食品、食品添加物中の生物的・化学的・物理的の危害に対してリスク評価を実施する。

国務院衛生行政部門は、食品安全リスク評価業務をとりまとめる責任を負い、医学、農業、食品、栄養等の分野の専門家から構成される食品安全リスク評価専門家委員会が食品安全リスク評価を実施する。

農薬、肥料、成長調整剤、動物用薬品、飼料および飼料添加物等の安全性評価は、食品安全リスク評価専門家委員会の専門家が参加しなければならない。

食品安全リスク評価は、科学的方法を運用し、食品安全リスクモニタリング情報、科学的データおよびその他の関連情報に基づいて実施しなければならない。

**第十四条** 国務院衛生行政部門は、食品安全リスクモニタリングを通して、又は通報を受けて、食品安全面で潜在的問題が存在しうることが発覚した場合、ただちに検査および食品安全リスク評価をとりまとめなければならない。

**第十五条** 国務院農業行政部門、品質監督部門、工商行政管理部門、国家食品薬品監督管理部門等の関連部門は、国務院衛生行政部門に対して、食品安全リスク評価の提言を提出し、あわせて関連情報と資料を提出しなければならない。

国務院衛生行政部門は、国務院の関連部門に対し、食品安全リスク評価の結果をすみやかに通知しなければならない。

**第十六条** 食品安全リスク評価結果は、食品安全基準の制定、改定および食品安全に対して実施する監督管理の科学的根拠である。

食品安全リスク評価の結果、食品が安全でないとする結論となった場合、国務院品質監督部門、工商行政管理部門、国家食品薬品監督管理部門は、各職責に基づいて、ただちに

適切な措置をとり、当該食品の製造と販売の停止を確保し、あわせて消費者に食用を停止するよう告知しなければならない。関連する食品安全国家基準を制定、改定する必要がある場合、国務院衛生行政部門はただちに制定、改定しなければならない。

**第十七条** 国務院衛生行政部門は、国務院関連部門と共同で、食品安全リスク評価結果および食品安全監督管理情報に基づいて、食品安全状況に対する総合的分析を実施する。総合的分析の結果、比較的高い安全リスクがあることが予測される食品に対して、国務院衛生行政部門はすみやかに食品安全リスク警告を提出し、あわせて公表しなければならない。

### 第三章 食品安全基準

**第十八条** 食品安全基準を制定するにあたり、公衆の身体の健康を保障することを主旨とし、科学的、合理的であり、安全で信頼があることを実現しなければならない。

**第十九条** 食品安全基準は強制執行基準である。食品安全基準以外に、その他の食品で強制的な基準を制定してはならない。

**第二十条** 食品安全基準には以下の内容が含まなければならない。

(一) 食品、食品関連製品中の病原性微生物、農薬残留、動物用薬品残留、重金属、汚染物質およびその他の人体の健康に危害を及ぼす物質の量的制限の規定。

(二) 食品添加物の種類、使用範囲、使用量。

(三) 乳幼児およびその他の特定グループに供給する主食品・補助食品の栄養成分に関する要求。

(四) 食品安全、栄養に係るラベル、表示、説明書に対する要求。

(五) 食品製造・販売過程における衛生面の要求。

(六) 食品安全に関する品質上の要求。

(七) 食品検査の方法と規程。

(八) その他、食品安全基準として制定を必要とする内容。

**第二十一条** 食品安全国家基準は、国務院衛生行政部門の責任により制定、公布し、国務院標準化行政部門が国家基準番号を提供する。

食品中の残留農薬、残留動物用薬品の制限量の規定およびその検査方法と規程は、国務院衛生行政部門と国務院農業行政部門が制定する。

家畜、家禽のと畜検査規程は、国務院関連主管部門が国務院衛生行政部門と共同で制定する。

関連製品の国家基準が食品安全国家基準の定める内容に関連する場合、食品安全国家基準と一致させなければならない。

**第二十二条** 国務院衛生行政部門は、現行の食用農産物品質安全基準、食品衛生基準、食品品質基準および食品に関連する業界基準の中で強制執行の基準を整合し、食品安全国家基準として統一的に公布しなければならない。

本法に規定する食品安全国家基準が公布されるまで、食品製造・販売者は、現行の食用農産物品質安全基準、食品衛生基準、食品品質基準および食品に関連する業界基準に基づいて、食品を製造・販売しなければならない。

**第二十三条** 食品安全国家基準は、食品安全国家基準審査委員会の審査を通過しなければならない。食品安全国家基準審査委員会は、医学、農業、食品、栄養等の分野の専門家および国務院関連部門の代表から構成される。

食品安全国家基準を制定する場合、食品安全リスク評価結果に依拠するとともに、食用農産物の品質安全リスク評価結果を十分に考慮しなければならない。関連する国際基準と国際的な食品安全リスク評価結果を参照し、あわせて食品製造・販売者と消費者の意見を広く聴取しなければならない。

**第二十四条** 食品安全国家基準がない場合は、食品安全地方基準を制定することができる。

省、自治区、直轄市人民政府の衛生行政部門は、食品安全地方基準の制定をとりまとめ、食品安全国家基準制定に関して本法が制定した規定を参照、執行しなければならない、國務院衛生行政部門に届出する。

**第二十五条** 企業が製造する食品に食品安全国家基準又は地方基準がない場合は、企業基準を制定し、製造の依拠としなければならない。国は、食品製造企業が食品安全国家基準又は地方基準より厳しい企業基準を制定することを奨励する。企業基準は、省レベルの衛生行政部門に届出なければならない、当該企業内部で適用しなければならない。

**第二十六条** 食品安全基準は、公衆に無料で閲覧できるよう提供しなければならない。

#### 第四章 食品の製造・販売

**第二十七条** 食品の製造・販売にあたっては、食品安全基準を満たすとともに、以下の要求を満たさねばならない。

(一) 製造・販売する食品の品種、数量にふさわしい食品の原料処理と食品加工、包装、貯蔵等の場所を備え、その場所の環境を清潔に保ち、有毒、有害な場所およびその他の汚染源との間に規定の距離を保っていること。

(二) 製造・販売する食品の品種、数量にふさわしい製造・販売設備又は施設を有し、相応の消毒、更衣、洗面、採光、照明、通風、防腐、防塵、防蝇、防鼠、防虫、洗浄および廃水処理、ゴミおよび廃棄物の保管設備又は施設があること。

(三) 食品安全専門技術者、管理者および食品安全を保証する規則・制度を有していること。

(四) 合理的な設備配置と工程フローを備え、加工前の食品と直接口に入る食品、原料

と完成品の混合汚染を防止し、食品が有毒物と不清潔な物との接触を回避すること。

(五) 食器、飲用食器および直接口に入る食品を盛る容器は、使用前に洗淨、消毒しなければならず、調理器具は使用後に洗淨し、清潔に保たねばならないこと。

(六) 貯蔵、輸送および積み下ろしに用いる食品の容器、用具および設備は、安全、無害でなければならず、清潔に保ち、食品汚染を防止し、ならびに食品安全の保証に必要な温度等の特殊な要求を満たさなければならず、食品と有毒、有害な物品をいっしょに輸送してはならないこと。

(七) 直接口に入る食品は、小分けにして包装するか、無毒で、清潔な包装材料や食器を使用しなければならないこと。

(八) 食品製造・販売者は、自ら衛生的に保ち、食品を製造・販売する時には、手洗い、清潔な作業着、作業帽を着用する。また、包装されておらず直接口に入れる食品を販売する時は、無毒、清潔な販売用の器具を使用しなければならないこと。

(九) 水の使用は、国が規定する生活飲用水衛生基準を満たしていなければならないこと。

(十) 使用する洗剤、消毒剤は、人体に対して安全、無害でなければならないこと。

(十一) 法律、法規が定めるその他の要求。

## **第二十八条** 次の食品の製造・販売を禁止する。

(一) 非食品原料を用いて製造した食品又は食品添加物以外の化学物質およびその他人の健康に危害を及ぼしうる物質を添加した食品、あるいは回収した食品を原料として製造した食品。

(二) 病原性微生物、残留農薬、残留動物用薬品、重金属、汚染物質およびその他人の健康に危害を及ぼす物質の含有量が食品安全基準の制限量を超えた食品。

(三) 栄養成分が食品安全基準に適合しない、乳幼児およびその他の特定グループへの

専門的供給を対象にした主食・補助食品。

(四) 腐敗変質した食品、油脂が酸化した食品、カビが生え虫がついた食品、汚れて不潔な食品、異物が混入した食品、不純物が混ざった食品又は感覚的に性状が異常な食品。

(五) 病死、毒死、又は死因不明の家禽、家畜、獣類、水産物およびその製品。

(六) 動物衛生監督機関の検疫を受けていない又は検疫で不合格となった肉類、或いは検査を受けていない又は検査で不合格となった肉類製品。

(七) 包装材料、容器、輸送器具等により汚染された食品。

(八) 品質保証期間を過ぎた食品。

(九) あらかじめ包装されたラベルがない食品。

(十) 国が、疾病防止等の特殊な必要性のために製造・販売を明確に禁止した食品。

(十一) その他、食品安全基準又は要求に適合しない食品。

**第二十九条** 国は、食品の製造・販売に対して許可制度を実施する。食品の製造、食品の流通、飲食サービスに従事する場合、法に基づき食品製造許可、食品流通許可、飲食サービス許可を取得しなければならない。

食品製造許可を取得した食品製造者がその製造場所で自ら製造した食品を販売する場合、食品流通の許可を取得する必要はない。飲食サービス許可を取得した飲食サービス業者がその飲食サービスの場所でその加工した食品を販売する場合、食品製造および食品流通の許可を取得する必要はない。農民が自ら栽培した食用農作物を販売する場合、食品流通の許可を取得する必要はない。

食品を製造・加工する小規模業者および食品の露天商が食品の製造・販売に従事する場合、本法が規定する、その製造・販売規模、条件に相応の食品安全面での要求に合致しなければならない。製造・販売するすべての食品が衛生的、無毒、無害であることを保証しなければならない。関連部門はそれに対する監督管理を強化しなければならない。具体的な管

理方法は、省、自治区、直轄市人民代表大会常務委員会が本法に基づき制定する。

**第三十条** 県レベル以上の地方人民政府は、食品の製造・加工を行う小規模業者が製造条件を改善することを奨励し、食品の露天商が取引市場や店舗等の固定的な場所に入って経営することを奨励する。

**第三十一条** 県レベル以上の品質監督部門、工商行政管理部門、食品薬品監督管理部門は、『中華人民共和国行政許可法』の規定に基づき、申請者が提出した、本法第二十七条第一項から第四項が求める関連資料を審査し、必要な場合は、申請者の製造・販売場所に対して現場調査を実施する。規定の条件を満たしている場合は、許可を決定し、既定の条件を満たしていない場合は、不許可を決定し、あわせて書面で理由を説明する。

**第三十二条** 食品の製造・販売企業は、企業内に健全な食品安全管理制度を構築しなければならない。従業員に対する食品安全知識の研修を強化し、専任又は兼任で食品安全管理者を配置し、すべての製造・販売食品に対して検査業務を確実にを行い、法に基づいて食品の製造・販売活動に従事しなければならない。

**第三十三条** 国は、食品製造・販売する企業が適正製造規範（GMP）の要求を満たし、危害分析重要管理点（HACCP）を実施し、食品安全管理水準を向上させることを奨励する。

適正製造規範（GMP）、危害分析重要管理点（HACCP）認証を経た食品製造・販売企業に対して、認証機関は法に基づき追跡調査を実施しなければならない。認証の条件に適合しなかった企業に対しては、法に基づいて認証を取り消して、すみやかに関連の品質監督部門、工商行政管理部門、食品薬品監督管理部門に通報し、社会一般に対しても公表する。認証機関が実施する追跡調査はいかなる費用も徴収しない。

**第三十四条** 食品製造・販売者は、従業員の健康管理制度を構築、実施しなければならない。伝染性の下痢、チフス、ウィルス性肝炎等の消化器伝染病にかかった従業員、および活動性肺結核、化膿性又は滲出性皮膚疾患等の食品安全に支障が生じる疾病にかかった

従業員は、直接口に入る食品に接触する業務に従事してはならない。

食品を製造・販売する従業員は、毎年健康診断を受けなければならない、健康証明を取得して初めて業務に就くことができる。

**第三十五条** 食用農産物の生産者は、食品安全基準および国の関連規定に基づいて、農薬、肥料、成長調整剤、動物用医薬品、飼料および飼料添加物等の農業投入財を使用しなければならない。食用農産物の生産企業および農民専業合作経済組織は、食用農産物の生産記録制度を構築しなければならない。

県レベル以上の農業行政部門は、農業投入財の使用に対する管理と指導を強化し、健全な農業投入財の安全使用制度を構築しなければならない。

**第三十六条** 食品製造者は、食品原料、食品添加物、食品関連製品を調達する場合、供給者の許可証および製品合格証明文書を確認しなければならない。合格証明文書を提出されない食品の原料に対しては、食品安全基準に基づき検査を実施しなければならない。食品安全基準に適合しない食品原料、食品添加物、食品関連製品を調達又は使用してはならない。

食品製造企業は、食品原料、食品添加物、食品関連製品の入荷確認記録制度を構築しなければならない、食品原料、食品添加物、食品関連製品の名称、規格、数量、提供者の名称および連絡方法、入荷日等の内容を事実の通り記録しなければならない。

食品原料、食品添加物、食品関連製品の入荷確認記録は真実でなければならない、保存期限は二年を下回ってはならない。

**第三十七条** 食品製造企業は、食品出荷検査記録制度を構築しなければならない、出荷する食品の検査合格証と安全状況を確認し、食品の名称、規格、数量、製造日、製造ロット番号、検査合格証番号、購入者の名称および連絡方法、販売日等の内容を事実の通り記録しなければならない。

食品出荷検査記録は、真実でなければならず、保存期限は二年を下回ってはならない。

**第三十八条** 食品、食品添加物および食品関連製品の製造者は、食品安全基準に基づいて、すべての製造した食品、食品添加物および食品関連製品に対する検査を実施しなければならず、検査に合格して初めて出荷又は販売することができる。

**第三十九条** 食品販売者は、食品を調達する際、供給者の許可証ならびに食品合格証明文書を確認しなければならない。

食品販売企業は、食品入荷確認記録制度を構築し、食品の名称、規格、数量、製造ロット番号、品質保証期間、供給者の名称及び連絡方法、入荷日等の内容を事実の通り記録しなければならない。

食品入荷確認記録は、真実でなければならず、保存期限は二年を下回ってはならない。

統一的な配送・販売方式を実施する食品販売企業は、企業の本部が統一的に供給者の許可証と食品合格証明文書を確認し、食品入荷確認記録を行うことができる。

**第四十条** 食品販売者は、食品安全を保障する要求に基づいて食品を保管し、定期的に在庫の食品を検査し、変質又は品質保証期間を過ぎた食品をすみやかに処分しなければならない。

**第四十一条** 食品販売者がばら売り食品を保管する際は、保管場所に食品の名称、製造日、品質保証期間、製造者の名称および連絡方法等の内容を明示しなければならない。

食品販売者がばら売り食品を販売する際は、ばら売り食品の容器の外側の包装に食品の名称、製造日、品質保証期間、製造・販売者の名称および連絡方法等の内容を明示しなければならない。

**第四十二条** あらかじめ包装された食品の包装には、ラベルがなければならない。ラベルには以下の事項を明記しなければならない。

- (一) 名称、規格、正味含有量、製造日
- (二) 成分又は配合表
- (三) 製造者の名称、所在地、連絡方法
- (四) 品質保証期間
- (五) 製品の基準コード
- (六) 保管条件
- (七) 使用したすべての食品添加物の国家基準における通用名称
- (八) 製造許可証番号
- (九) 法律、法規又は食品安全基準の規定で明記すべきとされているその他の事項。

乳幼児およびその他の特定グループに専門的に供給する主食・補助食品は、そのラベルに主な栄養成分およびその含有量を明示しなければならない。

**第四十三条** 国は、食品添加物の製造に対して許可制度を実施する。食品添加物の製造許可を申請する条件、手順は、国の工業製品製造許可証の管理に基づいて執行する。

**第四十四条** 新しい食品原料を利用して食品製造に従事すること、又は食品添加物の新品种、食品関連製品の新品目の製造に従事することを申請する団体又は個人は、国務院衛生行政部門に対して、関連する製品の安全性評価資料を提出しなければならない。国務院衛生行政部門は、申請を受けた日から 60 日以内に、関連製品の安全性評価資料に対する審査を実施しなければならない。食品安全の要求に適合する場合は、法に基づき許可することを決定し、公布する。食品安全の要求に適合しない場合は、不許可を決定して、理由を書面で説明する。

**第四十五条** 食品添加物は、技術上必要と認められ、かつリスク評価により安全で信頼できることが証明された場合に、はじめて使用許可範囲に組み入れることができる。国務院衛生行政部門は、技術的な必要性および食品安全リスク評価の結果に基づいて、食品添

加物の品種、使用範囲、使用量の基準をすみやかに改定しなければならない。

**第四十六条** 食品製造者は、食品添加物の品種、使用範囲、使用量に関する食品安全基準の規定に基づいて食品添加物を使用しなければならない。食品製造の過程で食品添加物以外の化学物質ならびに人の健康に危害を及ぼしうるその他の物質を使用してはならない。

**第四十七条** 食品添加物は、ラベル、説明書、包装がなければならない。ラベル、説明書は、本法第四十二条第一項第一号から第六号、第八号、第九号が規定する事項および食品添加物の使用範囲、使用量、使用方法を明記し、ラベル上には「食品添加物」の文字を明記しなければならない。

**第四十八条** 食品および食品添加物のラベル、説明書には、虚偽の内容、誇大な内容を記載してはならず、疾病予防、治療効能に言及してはならない。製造者は、ラベル、説明書に記載された内容について責任を負わねばならない。

食品および食品添加物のラベル、説明書は、はっきりと目立ち、識別しやすいものでなければならない。

食品および食品添加物は、そのラベル、説明書に記載された内容と一致しない場合、市場で販売してはならない。

**第四十九条** 食品販売者は、食品ラベルに表示された警告表示、警告説明又は注意事項の要求に基づいて、あらかじめ包装された食品を販売しなければならない。

**第五十条** 製造・販売食品には、薬品を添加してはならない。但し、伝統的な食品や漢方薬材でもある物質は添加することができる。伝統的食品でもあり漢方薬材でもある物質の目録は、国務院衛生行政部門が制定し、公布する。

**第五十一条** 国は、特定保健機能を有すると謳う食品に対して厳格な監督・管理を実施する。関連する監督管理部門は、法に基づき職責を履行し、責任を負わねばならない。具体的な管理方法は、国務院が規定する。

特定保健機能を有すると謳う食品は、人体に対して急性、亜急性又は慢性の危害を与えてはならず、そのラベル、説明書は疾病予防、治療機能に言及してはならず、内容は真実でなければならず、飲食に適する人々と、適さない人々、効能成分又は象徴的成分およびその含有量等を明記しなければならない。製品の機能と成分は、ラベルおよび説明書と一致しなければならない。

**第五十二条** 取引市場の開設者、売場の貸主および展示販売会の主催者は、入場する食品販売者の許可証を審査し、入場する食品販売者の食品安全管理責任を明確にし、入場する食品販売者の販売環境と条件を定期的に検査しなければならない。食品販売者に本法の規定に違反する行為が判明した場合、すみやかに制止しなければならない。あわせてただちに所在地の県レベルの工商行政管理部門又は食品薬品監督管理部門に報告しなければならない。

集中的な取引市場の開設者、売場の貸主および展示販売会の主催者は、前項に規定する義務を履行せず、その市場において食品安全事故が発生した場合、連帯責任を負わねばならない。

**第五十三条** 国は食品リコール制度を構築する。食品製造者は、その製造する食品が食品安全基準に適合しないことを発見した場合、ただちに製造を停止し、すでに市場で販売している食品をリコールしなければならない。関連の製造・販売者および消費者に通知し、ならびにリコールと通知の状況を記録しなければならない。

食品販売者は、その販売する食品が食品安全基準に適合しないことを発見した場合、ただちに販売を停止し、関連する製造・販売者および消費者に通知し、ならびに販売の停止と通知の状況を記録しなければならない。食品製造者がリコールすべきと判断した場合、ただちにリコールしなければならない。

食品製造者は、リコールした食品に対して、改善、無害化处理、廃棄等の措置を施さな

ければならず、ならびに、食品のリコールと処理の状況を県レベル以上の品質監督部門に報告しなければならない。

食品の製造・販売者は、食品安全基準に適合しない食品を、本条の規定通りにリコール又は販売停止しない場合、県レベル以上の品質監督部門、工商行政管理部門、食品藥品監督管理部門はリコール又は販売停止を命ずることができる。

**第五十四条** 食品広告の内容は、真実で合法的でなければならず、虚偽、誇大な内容を含めてはならず、疾病予防、治療効能に言及してはならない。

食品安全監督管理部門又は食品検査の職責を担う機関、食品業種協会、消費者協会は、広告又はその他の形式で消費者に食品を推薦してはならない。

**第五十五条** 社会团体又はその他の組織、個人は、虚偽の広告の中で消費者に食品を推薦し、消費者の合法的權益が損なわれた場合、食品製造・販売者と連帯責任を負う。

**第五十六条** 地方の各レベルの人民政府は、食品の大規模な製造とチェーン販売・配送を奨励する。

## 第五章 食品の検査

**第五十七条** 食品検査機関は、国の関連する認証認可の規定に基づいて、資格認定を取得した後にはじめて食品検査業務に従事することができる。但し、法律に別途規定がある場合は除く。

食品検査機関の資格認定条件および検査規範は、国务院衛生行政部門が規定する。

本法の施行前に、国务院の関連主管部門の許可を経て設立あるいは法に基づいて認定を得た食品検査機関は、本法に基づいて食品検査業務に継続的に従事することができる。

**第五十八条** 食品検査は、食品検査機関が指定した検査員が単独で実施する。

検査員は、関連する法律、法規の規定に基づかなければならず、ならびに食品安全基準

と検査規範に基づいて食品を検査し、科学を尊重し、職業道徳を厳格に遵守し、検査データと結論が客観的、公正であることを保証しなければならず、虚偽の検査報告を発行してはならない。

**第五十九条** 食品検査は、食品検査機関と検査員の責任制を実行する。食品検査報告は、食品検査機関の公印を押印しなければならず、ならびに検査員の署名または捺印もしなければならない。食品検査機関と検査員は、発行した食品検査報告の責任を負う。

**第六十条** 食品安全監督管理部門は、食品に対して検査の免除を実施してはならない。

県レベル以上の品質監督部門、工商行政管理部門、食品薬品監督管理部門は、食品に対して定期又は不定期のサンプル検査を実施しなければならない。サンプル検査の実施は、サンプル抽出したサンプルを購入しなければならず、検査費用やその他のいかなる費用を徴収してはならない。

県レベル以上の品質監督部門、工商行政管理部門、食品薬品監督管理部門は、執法業務の中において、食品に対する検査を実施する必要がある場合、本法の規定に適合した食品検査機関に実施を委託しなければならず、ならびに関連費用を支払わなければならない。検査の結論に対して異議がある場合、法に基づいて再検査を実施することができる。

**第六十一条** 食品製造・販売企業は、製造したすべての食品に対して、自ら検査を行うことができ、本法の規定に適合する食品検査機関に検査の実施を委託することもできる。

食品業種協会等の組織および消費者が、食品検査機関に食品の検査の実施を委託する必要がある場合、本法の規定に適合する食品検査機関に委託しなければならない。

## 第六章 食品の輸出入

**第六十二条** 輸入する食品、食品添加物および食品関連製品は、わが国の食品安全国家基準に合致しなければならない。

輸入食品は、輸出入検査検疫機関の検査の合格を経た後、税関は輸出入検査検疫機関が署名発行した通関証明書に基づいて通関を許可する。

**第六十三条** 食品安全国家基準がない食品を輸入する場合、又は食品添加物の新しい品種や食品関連製品の新しい品種を初めて輸入する場合、輸入業者は国務院衛生行政部門に申請、ならびに関連する安全性評価資料を提出しなければならない。国務院衛生行政部門は、本法第四十四条の規定に基づいて許可するか否かの決定を下すとともに、相当する食品安全国家基準をすみやかに制定する。

**第六十四条** 国外で発生した食品安全事件がわが国国内に対して影響をもたらす可能性がある場合、又は輸入する食品に深刻な食品安全上の問題を発見した場合、国家輸出入検査検疫部門はすみやかにリスク警報又は制御措置を講じ、国務院衛生行政部門、農業行政部門、工商行政管理部門および国家食品薬品監督管理部門に通報しなければならない。通報を受けた部門は、すみやかに相応の措置を講じなければならない。

**第六十五条** わが国国内に食品を輸出する輸出業者又は代理業者は、国家輸出入検査検疫部門に届け出を行わなければならない。わが国国内に食品を輸出する国外の食品製造企業は、国家輸出入検査検疫部門の登録を経なければならない。

国家輸出入検査検疫部門は、すでに届け出を行った輸出業者、代理業者およびすでに登録された国外の食品製造企業のリストを定期的に公表しなければならない。

**第六十六条** あらかじめ包装された食品を輸入する場合、中国語のラベルと中国語の説明書がなければならない。ラベル、説明書は、本法およびわが国の他の関連する法律、行政法規の規定および食品安全国家基準の要求に合致しなければならず、食品の原産地および国内の代理業者の名称、所在地、連絡方法を明記しなければならない。あらかじめ包装された食品に中国語ラベルおよび中国語説明書がない場合、又はラベルおよび説明書が本条の規定に合致しない場合、輸入してはならない。

**第六十七条** 輸入業者は、食品の輸入と販売の記録制度を構築しなければならない。食品の名称、規格、数量、製造日、製造ロット番号又は輸入ロット番号、品質保証期間、輸出業者と輸入業者の名称、連絡方法、納品日等の内容を真実に基づいて記録しなければならない。

食品の輸入と販売の記録は、真実でなければならない。保存期限は二年を下回ってはならない。

**第六十八条** 輸出する食品は、輸出入検査検疫機関が監督、サンプル検査を実施し、税関は輸出入検査検疫機関が署名発行した証明書に基づいて通関を許可する。

輸出食品製造企業および輸出食品の原料の作付農場と養殖場は、国家輸出入検査検疫部門に届け出なければならない。

**第六十九条** 国家輸出入検査検疫部門は、輸出入食品の安全情報を収集、総括しなければならない。ならびに関連部門、機関および企業にすみやかに通報しなければならない。

国家輸出入検査検疫部門は、輸出入食品の輸入業者、輸出業者および輸出食品製造企業の信用記録を構築、公表しなければならない。不良記録がある輸入業者、輸出業者および輸出食品製造企業に対して、その輸出入食品に対する検査検疫を強化しなければならない。

## 第七章 食品安全事故の処理

**第七十条** 国務院は、国家食品安全事故緊急対策案の制定をとりまとめる。

県レベル以上の地方人民政府は、関連する法律、法規の規定、上のレベルの人民政府の食品安全事故緊急対策案および当該地域の実情に基づいて、行政地域の食品安全事故緊急対策案を制定し、ならびに1つ上のレベルの人民政府に届け出なければならない。

食品製造・販売企業は、食品安全事故処理案を制定し、当該企業の各種食品安全防止措置の実施状況を定期的に検査し、食品安全事故の潜在的可能性をすみやかに取り除かなければ

ればならない。

**第七十一条** 食品安全事故を引き起こした団体は、ただちに処理を執り、事故の拡大を防止しなければならない。事故を引き起こした団体と病人を受け入れて治療を行った団体は、事故が発生した県レベルの衛生行政部門にすみやかに報告しなければならない。

農業行政部門、品質監督部門、工商行政管理部門、食品薬品監督管理部門は、日常の監督管理の中で食品安全事故を発見した場合、又は食品安全事故に関する通報を受けた場合、ただちに衛生行政部門に通報しなければならない。

重大な食品事故が発生した場合、報告を受けた県レベル衛生行政部門は、規定に基づいて、当該レベル人民政府および上のレベルの人民政府衛生行政部門に報告しなければならない。県レベル人民政府および上のレベルの人民政府衛生行政部門は、規定に基づいて更に上のレベルの人民政府に報告しなければならない。

いかなる団体又は個人であっても、食品安全事故に対する隠匿、虚偽の報告、報告の遅延をしてはならず、関連する証拠を隠滅してはならない。

**第七十二条** 県レベル以上衛生行政部門は、食品安全事故の報告を受けた後、ただちに関連する農業行政部門、品質監督部門、工商行政管理部門、食品薬品監督管理部門と共同で調査・処理を行い、以下の措置を講じて社会的な危害を防止又は軽減しなければならない。

(一) 緊急救援業務を展開し、食品安全事故によって身体的傷害がもたらされた人に対して、衛生行政部門はただちに応急措置をとりまとめる。

(二) 食品安全事故を引き起こした可能性がある食品およびその原料を密封保存し、ただちに検査を実施する。汚染が確認された食品およびその原料に対して、食品製造・販売者は、本法第五十三条の規定に基づいて、リコール、販売の停止、ならびに廃棄を命ずる。

(三) 汚染された食品用器具および用具を密封保存し、ならびに洗浄消毒の実施を命ずる。

る。

(四) 情報公開業務を確実にいき、法に基づいて食品安全事故およびその処理状況を発表し、ならびに生じうる危害に対して解釈と説明を加える。

重大な食品安全事故が発生した場合、県レベル以上の人民政府は、ただちに食品安全事故処理指揮機関を設置し、緊急対策案を始動させ、前項の規定に基づいて処理を実施しなければならない。

**第七十三条** 重大な食品安全事故が発生した場合、区にある市レベル以上の人民政府衛生行政部門は、関連部門と共同でただちに事故責任調査を実施し、関連部門に職責の履行を促し、同レベルの人民政府に事故責任調査処理報告を提出しなければならない。

重大な食品安全事故が2つ以上の省、自治区、直轄市に跨る場合、国务院衛生行政部門が前項の規定に基づいて事故責任調査をとりまとめる。

**第七十四条** 食品安全事故が発生した場合、県レベル以上の疾病予防コントロール機関は、衛生行政部門および関連部門と協力して、事故現場の衛生処理を実施し、食品安全事故と関係する原因に対する疫学的調査を実施する。

**第七十五条** 食品安全事故を調査する場合は、事故団体の責任を明らかにすることを除いて、監督管理および認証の職責を負う監督管理部門、認証機構の職員の職責不履行、汚職行為についても調査し明らかにしなければならない。

## 第八章 監督管理

**第七十六条** 県レベル以上の地方人民政府は、同レベルの衛生行政部門、農業行政部門、品質監督部門、工商行政管理部門、食品薬品監督管理部門を組織して、同行政区域の食品安全年度監督管理計画を制定し、ならびに年度計画に基づいて業務を展開するよう組織する。

**第七十七条** 県レベル以上の品質監督部門、工商行政管理部門、食品薬品監督管理部門は、各自の食品安全監督管理の職責を履行し、以下の措置をとる権限を有する。

(一) 製造・販売場所に立ち入りした現場検査の実施

(二) 製造・販売する食品に対するサンプル検査の実施

(三) 関連する契約、領収書、帳簿およびその他関連の資料の調査、複製

(四) 食品安全基準に適合しないことを証明する証拠がある食品、違法に使用された食品原料、食品添加物、食品関連製品、および違法な製造・販売に用いられた又は汚染された器具や設備の密封保存および差押

(五) 違法に食品製造・販売活動に従事した場所の閉鎖

県レベル以上の農業行政部門は、「中華人民共和国農産物品質安全法」が規定する職責に基づいて、食用農産物に対して監督管理を実施しなければならない。

**第七十八条** 県レベル以上の品質監督部門、工商行政管理部門、食品薬品監督管理部門は、食品製造・販売者に対する監督検査を実施する場合、監督検査の状況および処理の結果を記録しなければならない。監督検査記録は、監督検査員と食品製造・販売者の署名を経た後に保存する。

**第七十九条** 県レベル以上の品質監督部門、工商行政管理部門、食品薬品監督管理部門は、食品製造・販売者食品安全信用記録書類を構築し、許可発行、日常的監督検査の結果、違法行為の取り締まり等の状況を記録しなければならない。また、食品安全信用記録書類の記録に基づき、不良な信用記録のある食品製造・販売者に対する監督検査の頻度を高める。

**第八十条** 県レベル以上の衛生行政部門、品質監督部門、工商行政管理部門、食品薬品監督管理部門は、コンサルティング、クレーム、通報を受けた際、その内容が当該部門の職責の範囲にあたる場合は受理、ならびにすみやかに回答、確認、処理を行わなければな

らない。当該部門の職責の範囲にあたらぬ場合は、処理権限を有する部門に処理について書面で通知、ならびに移行しなければならない。処理権限を有する部門はすみやかに処理しなければならない、処理責任を転嫁してはならない。食品安全事故である場合には、本法第七章の関連規定に基づいて処理する。

**第八十一条** 県レベル以上の衛生行政部門、品質監督部門、工商行政管理部門、食品薬品監督管理部門は、法定の権限および手続きに基づいて、食品安全監督管理の職責を履行しなければならない。製造・販売者の同一の違法行為に対して2回以上の罰金の行政処罰を行ってはならない。犯罪の容疑がある場合には、法に基づいて公安機関に移送しなければならない。

**第八十二条** 国は、食品安全情報統一公表制度を構築する。以下の情報は、国务院衛生行政部門が統一的に公表する。

- (一) 国家食品安全の全体的情況
- (二) 食品安全リスク評価情報および食品安全リスク警告情報
- (三) 重大な食品安全事故およびその処理に関する情報
- (四) その他重要な食品安全情報および国务院が統一的に公表する必要があると確定した情報

前項第二項、第三項が規定する情報について、その影響が特定地域に限られている場合には、関連の省、自治区、直轄市人民政府衛生行政部門が公表してもよい。県レベル以上の農業行政部門、品質監督部門、工商行政管理部門、食品薬品監督管理部門は、それぞれの職責に基づいて食品安全日常監督管理情報を公表する

食品安全監督管理部門が情報を公表する場合は、正確、すみやか、客観的でなければならない。

**第八十三条** 県レベル以上の地方衛生行政部門、農業行政部門、品質監督部門、工商行

政管理部門、食品薬品監督管理部門は、本法第八十二条第一項が規定する、統一的公表を要する情報を知り得た場合、上のレベルの主管部門に報告し、上のレベルの主管部門がただちに国务院衛生行政部門に報告する。必要な場合には、直接、国务院衛生行政部門に報告する。

県レベル以上の衛生行政部門、農業行政部門、品質監督部門、工商行政管理部門、食品薬品監督管理部門は、知り得た食品安全情報を相互に通報しなければならない。

## 第九章 法律責任

**第八十四条** 本法の規定に違反し、許可を経ずに食品の製造・販売に従事、又は許可を経ずに食品添加物を製造した場合、関連する主管部門が各職責に基づいて、違法な所得、違法に製造・販売した食品、食品添加物および違法な製造・販売した道具、設備、原料等を用いた物品を没収する。違法に製造・販売した食品、食品添加物の価値が一万元に満たない場合、二千元以上五万元以下の罰金を課し、価値が一万元以上の場合、その金額の五倍以上十倍以下の罰金を課す。

**第八十五条** 本法の規定に違反し、以下の状況の1つにあてはまる場合、関連主管部門が各職責に基づいて、違法な所得、違法に製造・販売した食品および違法な製造・販売した道具、設備、原料等を用いた物品を没収する。違法に製造・販売した食品の価値が一万元に満たない場合、二千元以上五万元以下の罰金を課し、価値が一万元以上の場合、その金額の五倍以上十倍以下の罰金を課す。状況が深刻な場合は、許可証を没収する。

(一) 非食品原料を用い製造した食品、又は食品中に食品添加物以外の化学物質およびその他人体の健康に危害を与えうる物質の添加、又はリコールした食品を原料として食品を製造したとき。

(二) 病原性微生物、残留農薬、残留動物用薬品、重金属、汚染物質およびその他人体

の健康に危害を与える物質の含有量が食品安全基準の制限量を超える食品を製造・販売したとき。

(三) 栄養成分が食品安全基準に適合しない乳幼児およびその他の特定グループに専用供給する主食・補助食品を製造・販売したとき。

(四) 腐敗変質、油脂酸化、カビ生虫、不潔汚染、異物混入、不純物が混ざった食品又は感覚的に性状が異常な食品を販売したとき。

(五) 病死、毒死、又は死因不明の家禽、家畜、獣類、水性動物の肉類の販売、又は、病死、毒死、又は死因不明の家禽、家畜、獣類、水性動物の肉類の製品を製造・販売したとき。

(六) 動物衛生監督機関の検疫を経ていない、又は検疫で不合格となった肉類の販売、又は検査を経ていない、又は検査で不合格となった肉類製品を製造・販売したとき。

(七) 品質保証期間を過ぎた食品を販売したとき。

(八) 国が、疾病防止等の特殊な必要性のために製造・販売の禁止を明文化した食品を製造・販売したとき。

(九) 新しい食品原料を用いて食品の製造に従事、又は食品添加物の新品種、食品関連製品の新品種を製造したが、安全性の評価を経ていないとき。

(十) 食品の製造・販売者が、関連する主管部門から食品安全基準に適合しない食品のリコール又は販売停止を命ぜられた後にもリコール、又は販売停止していないとき。

**第八十六条** 本法の規定に違反し、以下の状況の1つにあてはまる場合、関連主管部門が各職責に基づいて、違法な所得、違法に製造・販売した食品および違法な製造・販売した器具、設備、原料等を用いた物品を没収する。違法に製造・販売した食品の価値が一万元に満たない場合、二千元以上五万元以下の罰金を課し、価値金額が一万元以上の場合、その価値金額の二倍以上五倍以下の罰金を課す。状況が深刻な場合は、製造停止、営業停

止、許可証を没収するまで責任をもって命令する。

(一) 包装資材、容器、輸送器具等により汚染された食品を販売したとき。

(二) ラベルのない包装食品、食品添加物、又はラベル、説明書が本法の規定に合致しない食品、食品添加物を製造・販売したとき。

(三) 食品製造者が、食品安全基準に合致しない食品原料、食品添加物、食品関連製品を購入、使用したとき。

(四) 食品製造・販売者が食品中に薬品を添加したとき。

**第八十七条** 本法の規定に違反し、以下の状況の1つにあてはまる場合、関連主管部門が各職責に基づいて、改善を命じ、予め警告する。改善を拒んだ場合、二千元以上二万元以下の罰金を課す。状況が深刻な場合は、製造停止、営業停止、許可証を没収するまで責任をもって命令する。

(一) 購入した食品原料および製造した食品、食品添加物、食品関連製品に対して検査を行っていないとき。

(二) 確認記録制度、および出荷検査記録制度の構築ならびに遵守していないとき。

(三) 食品安全企業基準を制定したが、本法の規定に基づいて届出していないとき。

(四) 規定の要求に基づいて食品の保管、販売又は在庫食品の整理を行っていないとき。

(五) 入荷時に、許可証および関連証明書の確認を行っていないとき。

(六) 製造した食品、食品添加物のラベル、説明書が疾病予防、治療の効能に言及しているとき。

(七) 本法第三十四条に示した疾病者が直接口に入る食品に接触する業務に従事しているとき。

**第八十八条** 本法の規定に違反し、食品事故発生後に事故を起こした団体が処理、報告を行わなかった場合、関連主管部門が各職責に基づいて、改善を命じ、予め警告する。関

連証拠を隠滅した場合、製造と営業の停止を命じ、二千元以上十万元以下の罰金を課す。

深刻な結果が生じた場合は、もとの許可証発行部門が許可証を没収する。

**第八十九条** 本法の規定に違反し、以下の状況の1つにあてはまる場合、本法第八十五条の規定に基づき処罰する。

(一) わが国の食品安全国家基準に合致しない食品を輸入したとき。

(二) 食品安全国家基準がない食品を輸入し、又は食品添加物の新品種、食品関連製品の新品種を初めて輸入するのに、安全性の評価を得ていないとき。

(三) 輸出業者が本法の規定を遵守せずに食品を輸出したとき。

本法の規定に違反して、輸入業者が食品輸入販売記録制度を構築、ならびに遵守していない場合、本法第八十七条の規定に基づき処罰を課す。

**第九十条** 本法の規定に違反し、集中的な取引市場の開設者、売場貸主、展示会主催者が、許可を取得していない食品販売者に市場での食品販売を許した場合、又は検査、報告等の義務を履行しなかった場合、関連主管部門が各職責に基づいて、二千元以上五万元以下の罰金を課す。深刻な結果が生じた場合は、営業の停止を命じ、もとの許可証発行部門が許可証を没収する。

**第九十一条** 本法の規定に違反し、要求に基づかず食品の輸送を行った場合、関連主管部門が各職責に基づいて、改善を命じ、予め警告する。ならびに改善を拒んだ場合、製造・販売の停止、営業停止を命じ、二千元以上五万元以下の罰金を課す。状況が深刻な場合、もとの許可証発行部門が許可証を没収する。

**第九十二条** 食品の製造、流通又は飲食サービスの許可証を没収された団体で直接責任を負っていた主管者は、処罰決定が下された日から五年間、食品の製造・販売の管理業務に従事してはならない。

食品の製造・販売者が食品の製造・販売の管理業務に従事してはならない者を雇用して

管理業務に従事させた場合、許可証発行部門により許可証を没収する。

**第九十三条** 本法の規定に違反して、食品検査機関、食品検査員が虚偽の検査報告を出した場合、その資格を与えた主管部門又は機関が当該検査機関の検査資格を取り消す。法に基づいて、検査機関で直接責任を負う担当者および食品検査員に対して免職又は除名処分とする。

本法の規定に違反して、刑事処罰又は除名処分を受けた食品検査機関の人員は、刑罰執行完了又は処分決定が下された日から十年間、食品検査業務に従事してはならない。食品検査機関が食品検査業務に従事してはならない者を雇用した場合、その資格を与えた主管部門又は機関が当該検査機関の検査資格を取り消しする。

**第九十四条** 本法の規定に違反して、広告において食品の品質に対する虚偽の宣伝を行い、消費者を欺いた場合、「中華人民共和国広告法」の規定に基づいて処罰する。

本法の規定に違反し、食品安全監督管理部門又は食品検査の職責を負う機関、食品業種協会、消費者協会が広告又はその他の形式で消費者に食品を推薦した場合、関連主管部門は違法所得を没収し、法に基づいて、直接責任を負う担当者およびその他の直接的責任者に対して、重大過失記録、降格又は免職の処分を行う。

**第九十五条** 本法の規定に違反して、県レベル以上の地方人民政府が食品安全監督管理の職責を履行せず、その行政区域で重大な食品事故が発生し、深刻な社会的影響をもたらされた場合、法に基づいて、直接責任を負う担当者およびその他の直接的責任者に対して、重大過失記録、降格、免職又は除名処分を行う。

本法の規定に違反して、県レベル以上の衛生行政部門、農業行政部門、品質監督部門、工商行政管理部門、食品薬品監督管理部門又はその他関連行政部門は本法が規定する職責を履行しなかった場合、又は職権を濫用したり、職務を疎かにしたり、不正を働いたりした場合、法に基づいて、直接的責任を負う担当者およびその他の直接的責任者に対し、重

大過失の記録又は降格処分を行う。深刻な結果をもたらした場合は、免職又は除名の処分を行う。その主要な責任者は引責辞職しなければならない。

**第九十六条** 本法の規定に違反して、人身、財産又はその他の損害をもたらした場合は、法に基づいて賠償責任を負わねばならない。

食品安全基準に適合しない食品を製造した場合、又は食品安全基準に適合しない食品であることを知りながら販売した場合、消費者は損害賠償を請求すること以外に、製造者又は販売者に対して支払い金額の十倍の賠償金を請求することができる。

**第九十七条** 本法の規定に違反して、民事賠償責任および違約金、罰則金の支払い義務を負い、一括して支払いできない場合、まず民事賠償責任を負う。

**第九十八条** 本法の規定に違反して、犯罪が成立する場合、法に基づいて刑事責任を追究する。

## 第十章 附 則

**第九十九条** 本法の以下の用語は次の意味を表す。

食品：人の食用又は飲用に供する各種の完成品と原料および伝統的に食品でもあり薬品でもある物品を指す。但し、治療を目的とする物品は含まない。

食品安全：食品が無毒、無害で、しかるべき栄養要求に合致し、人の健康に対していかなる急性、亜急性又は慢性の危害ももたらさないことを指す。

あらかじめ包装された食品：あらかじめ定量包装された、又は包装材料、容器の中に作られた食品を指す。

食品添加物：食品の品質や色、香り、味を改善するため、および防腐、鮮度保持、加工技術上の必要性から食品中に加える人工的に合成された物質又は天然の物質を指す。

食品に用いる包装材料および容器：食品又は食品添加物を包装し、盛り付けするために

用いる、紙、竹、木、金属、ホーロー、陶磁器、ビニル、ゴム、天然繊維、化学繊維、ガラス等の製品、および直接食品又は食品添加物に接触する塗料を指す。

食品の製造・販売に用いる器具、設備：食品又は食品添加物の製造、流通、使用の過程で、直接食品又は食品添加物に接触する機械、パイプ、コンベア、容器、用具、食器等を指す。

食品に用いる洗剤、消毒剤：食品、食器、飲用食器及び直接食品に接触する器具、設備又は食品包装材料、容器の洗浄又は消毒に直接用いる物質を指す。

品質保証期間：あらかじめ包装された食品のラベルに明記された保存条件の下で品質が保持される期間を指す。

食源性疾病：食品中の病原性要素が人体に入って引き起こす感染性、中毒性等の疾病を指す。

食中毒：有毒有害物質に汚染された食品を食用した、又は毒有害物質が含まれた食品を食用した後に出現した急性、亜急性の疾病を指す。

食品安全事故：食物中毒、食源性疾病、食品汚染等、食品を源として、人体の健康に危害を与える、又は危害を与えうる事故を指す。

**第百条** 食品の製造・販売者が本法施行前にすでに相応する許可証を取得している場合、その許可証は引き続き有効とする。

**第百一条** 乳製品、遺伝子組み換え食品、生きた豚のと畜、酒類と食塩の食品安全管理は本法を適用する。法律、行政法規に別途規定がある場合には、その規定に基づく。

**第百二条** 鉄道運営における食品安全の管理方法は、国务院衛生行政部門が国务院関連部門と共同で、本法に基づいて制定する。

軍隊専用食品、自給食品の食品安全管理方法は、中央軍事委員会が本法に基づいて制定する。

**第百三条** 国務院は、實際の必要に応じて、食品安全監督管理体制を調整することができる。

**第百四条** 本法は2009年6月1日より施行する。「中華人民共和国食品衛生法」は同時に廃止する。

## 食品添加剤衛生管理弁法

### 第1章 総則

第1条 食品添加剤衛生管理を強化し、食品汚染を防止し、かつ、消費者の身体を健康を保護するため、「食品衛生法」に基づきこの弁法を制定する。

第2条 この弁法は、食品添加剤の生産経営及び使用に適用する。

第3条 食品添加剤は、必ず国の衛生標準及び衛生要求に適合しなければならない。

第4条 衛生部は、全国の食品添加剤の衛生監督管理業務を主管する。

### 第2章 審査認可

第5条 次の各号に掲げる食品添加剤については、衛生部の認可を取得した後に限り、生産経営し、又は使用することができる。

- (1) 「食品添加剤使用衛生標準」又は衛生部公告リストに掲げられていない食品添加剤の新品種
- (2) 「食品添加剤使用衛生標準」又は衛生部公告リストに掲げる品種につき使用範囲又は使用量を拡大する必要があるとき。

第6条 食品添加剤の新品種の生産又は使用を申請する場合には、次の各号に掲げる資料を提出しなければならない。

- (1) 申請表
- (2) 原料の名称及びその由来
- (3) 化学構造及び物理・化学的特性
- (4) 生産プロセス
- (5) 省級以上の衛生行政部門の認定した検査機構の発行した毒理学安全性評価報告及び連続3ロット製品の衛生学検査報告
- (6) 微生物を使用して食品添加剤を生産する場合には、必ず衛生部の認可機構の発行した菌種鑑定報告及び安全性評価資料を提供しなければならない。
- (7) 使用範囲及び使用量
- (8) 試験的使用効果報告
- (9) 食品中の当該種類の食品添加剤の検査方法
- (10) 製品品質標準又は規範
- (11) 製品サンプル
- (12) ラベル（説明書を含む。）
- (13) 国内外の関係安全性資料その他の国が使用を許可した旨の証明文書又は資料

(14)衛生部所定のその他の資料

第7条 食品添加剤の使用範囲又は使用量の拡大を申請する場合には、次の各号に掲げる資料を提出しなければならない。

- (1)申請表
- (2)添加予定の食品の種類、使用量及び生産プロセス
- (3)試験的使用効果報告
- (4)食品中の当該食品添加剤の検査方法
- (5)製品サンプル
- (6)ラベル（説明書を含む。）
- (7)国内外の関係安全性資料その他の国が使用を許可した旨の証明文書又は資料
- (8)衛生部所定のその他の資料

第8条 食品添加剤の審査認可手続は、次の各号の規定による。

- (1)申請者は、所在地の省級衛生行政部門に対し申請を提出し、かつ、第6条又は前条の規定に従い資料を提供しなければならない。
- (2)省級衛生行政部門は、30日以内に申告資料の完全性、適法性及び規範性に対する初歩的審査を完了し、かつ、初歩的審査意見を提出した後に、衛生部に報告し審査認可を受けなければならない。
- (3)衛生部は、定期的に専門家評価審査会を招集開催し、申告資料につき技術評価審査をさせ、かつ、専門家評価審査会の技術評価審査意見に基づき認可するか否かを決定する。

第9条 食品添加剤新品種を輸入し、及び使用範囲又は使用量を拡大する食品添加剤を輸入する場合には、生産企業又は輸入代理商は、直接に衛生部に対し申請を提出しなければならない。申請の際には、第6条及び第7条所定の資料を提供するべきほか、更に次の各号に掲げる資料を提供しなければならない。

- (1)生産国（地区）政府又はその認定した機構の発行した生産及び販売を許可する旨の証明文書
- (2)生産企業所在国（地区）の関係機構又は組織が発行した生産者に対する審査又は認証の証明資料

食品中の食品添加剤を輸入する場合には、必ず「食品添加剤使用衛生標準」に適合しなければならない。適合しない場合には、この弁法の関係規定に従い衛生部の認可を取得した後に限り輸入することができる。

### 第3章 生産経営及び使用

第10条 食品添加剤生産企業は、省級衛生行政部門が発行した衛生許可証を取得した後に限り、食品添加剤の生産に従事することができる。

第 11 条 生産企業は、食品添加剤衛生許可証を申請する際に、省級衛生行政部門に対し次の各号に掲げる資料を提出しなければならない。

- (1)申請表
- (2)生産に係る食品添加剤の品種リスト
- (3)生産条件、設備及び品質保証体系の状況
- (4)生産プロセス
- (5)品質標準又は規範
- (6)連続 3 ロット製品の衛生学検査報告
- (7)ラベル（説明書を含む。）

第 12 条 食品添加剤生産企業は、製品の類型及び数量と適応する工場建屋、設備及び施設を具備し、製品品質標準に従い生産を組織し、かつ、企業の生産記録及び製品サンプル保留制度を確立しなければならない。

食品添加剤生産企業は、生産過程の衛生管理を強化し、食品添加剤が汚染及び異なる品種間の混同を受けるのを防止しなければならない。

第 13 条 複合食品添加剤を生産する場合には、各単一品種添加剤の使用範囲及び使用量は、「食品添加剤使用衛生標準」又は衛生部公告リスト所定の品種並びにその使用範囲及び使用量に適合しなければならない。

同一使用範囲のない各単一品種添加剤を複合食品添加剤の生産に用いてはならず、かつ、「食品添加剤使用衛生標準」を超える非食用物質を使用して複合食品添加剤を生産してはならない。

第 14 条 企業は、食品添加剤を生産する際に、製品について品質検査をしなければならない。検査し合格した場合には、製品検査合格証明を発行しなければならない。製品検査合格証明のないものは、これを販売してはならない。

第 15 条 食品添加剤経営者は、必ず経営品種及び数量と適応する貯蔵及び営業場所を有さなければならない。食品添加剤の販売及び保存については、必ず専用カウンター及び専用棚があり、位置を定めて保存しなければならない。非食用製品又は有毒有害物品と混同して保存してはならない。

第 16 条 食品添加剤経営者は、食品添加剤を購入する際に、衛生許可証の写し及び製品検査合格証明を求めなければならない。

衛生許可証がなく、又は製品検査合格証明のない食品添加剤の経営は、これを禁止する。

第 17 条 食品添加剤の使用は、必ず「食品添加剤使用衛生標準」又は衛生部公告リスト所定の品種並びにその使用範囲及び使用量に適合しなければならない。

食品の腐敗変質を覆い隠し、又は雑物混入、偽物混入、若しくは偽造を目的として食品添加剤を使用することは、これを禁止する。

#### 第 4 章 標識及び説明書

第 18 条 食品添加剤には、必ず包装標識及び製品説明書がなければならない。標識内容には、品名、生産地、工場名、衛生許可証番号、規格、配合方法又は主要成分、生産期日、ロット番号又はバーコード、品質保持期間、使用範囲、使用量及び使用方法等が含まれ、かつ、標識上には「食品添加剤」という文字を明示しなければならない。

食品添加剤で適用禁忌及び安全注意事項があるものについては、標識上に警告的表示をしなければならない。

第 19 条 複合食品添加剤については、前条の規定に従い表示すべきほか、更に同時に各単一品種の名称を表示し、かつ、含有量に従い大から小までの順序で配列しなければならない。各単一品種については、必ず「食品添加剤使用衛生標準」と一致する名称を使用しなければならない。

第 20 条 食品添加剤の包装標識及び製品説明書には、使用範囲を拡大し、又は使用効果を誇大する宣伝内容があってはならない。

#### 第 5 章 衛生監督

第 21 条 衛生部は、安全衛生問題の存在するおそれのある食品添加剤について、新たに安全性評価をし、使用範囲及び使用量を修正し、又は使用禁止の決定をし、かつ、公布することができる。

第 22 条 県級以上の地方人民政府の衛生行政部門は、食品添加剤の生産経営及び使用状況に対する監督抽出検査を組織し、かつ、社会に対し監督抽出検査結果を公布しなければならない。

第 23 条 食品衛生検査単位は、衛生部制定の標準、規範及び要求に従い食品添加剤に対し検査をしなければならない。なされた検査及び評価報告は、客観的かつ真実で、関係する標準、規範及び要求に適合しなければならない。

第 24 条 食品添加剤生産経営の一般衛生監督管理は、「食品衛生法」及び関係規定に従い執行する。

## 第 6 章 罰則

第 25 条 食品添加剤使用衛生標準又はこの弁法の関係規定に適合しない食品添加剤を生産経営し、又は使用した場合には、「食品衛生法」第 44 条の規定に従い処罰する。

第 26 条 食品添加剤の包装標識又は製品説明書上に生産期日及び品質保持期間等の所定の事項を表示せず、若しくは虚偽表示した場合、又は中国語標識を表示しない場合には、「食品衛生法」第 46 条の規定に従い処罰する。

第 27 条 「食品衛生法」その他の関係衛生要求に違反した場合には、相応する規定により処罰をする。

## 第 7 章 付則

第 28 条 この弁法において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「食品添加剤」とは、食品の品質若しくは色、香り若しくは味を改善するため、又は防腐若しくは加工プロセスの必要のため食品中に加える化学合成又は天然物質をいう。
- (2)「複合食品添加剤」とは、2 種以上の単一品種の食品添加剤がむらのない物理的混合を経て生ずる食品添加剤をいう。

第 29 条 この弁法は、衛生部が解釈に責任を負う。

第 30 条 この弁法は、2002 年 7 月 1 日から施行する。1993 年 3 月 15 日に衛生部の発布した「食品添加剤衛生管理弁法」は、同時にこれを廃止する。

【公布日】 2002 年 3 月 28 日

【公布機関】 衛生部令第 26 号

## 輸出入商品検査法

### 第1章 総則

第1条 輸出入商品検査業務を強化し、輸出入商品検査行為を規範化し、社会公共利益及び輸出入貿易関係各当事者の適法な権益を維持保護し、かつ、対外経済貿易関係の順調な発展を促進するため、この法律を制定する。

第2条 国務院は、輸出入商品検査部門（以下「国家商検部門」という。）を設立し、全国の輸出入商品検査業務を主管させる。国家商検部門が各地に設ける輸出入商品検査機構（以下「商検機構」という。）は、所轄地区の輸出入商品検査業務を管理する。

第3条 商検機構及び国家商検部門の許可を経た検査機構は、法により輸出入商品に対し検査を実施する。

第4条 輸出入商品検査については、人類の健康及び安全を保護し、動物又は植物の生命及び健康を保護し、環境を保護し、詐欺行為を防止し、かつ、国の安全を維持保護するという原則に基づき、国家商検部門が必ず検査を実施すべき輸出入商品目録（以下「目録」という。）を制定し、及び調整し、かつ、公布して実施する。

第5条 目録に掲げる輸出入商品については、商検機構が検査を実施する。

前項所定の輸入商品で検査を経ていないものについては、販売又は使用を許可しない。前項所定の輸出商品で検査合格を経ていないものについては、輸出を許可しない。

第1項所定の輸出入商品で国の定める検査免除条件に適合するものについては、荷受人又は荷送人が申請し、国家商検部門の審査認可を経て、検査を免除することができる。

第6条 「必ず実施すべき輸出入商品検査」とは、目録に掲げる輸出入商品が国の技術規範の強制的要求に適合しているか否かを確定する合格評定活動をいう。

合格評定手続には、サンプル抽出、検査及び点検、評価、検証及び合格保証、登録、承認及び認可並びにそれらの組み合わせが含まれる。

第7条 目録に掲げる輸出入商品については、国の技術規範の強制的要求に従い検査をする。国の技術規範の強制的要求が制定されていない場合には、法により遅滞なく制定しなければならない。制定前においては、国家商検部門の指定する国外の関係標準を参照し検査をすることができる。

第8条 国家商検部門の許可を経た検査機構は、対外貿易関係人又は外国検査機構の委託を受け、輸出入商品検査鑑定業務を取り扱うことができる。

第9条 法律又は行政法規の規定によりその他の検査機構が検査を実施する輸出入商品又は検査項目については、関係する法律及び行政法規の規定により取り扱う。

第10条 国家商検部門及び商検機構は、遅滞なく輸出入商品検査分野の情報を収集し、及び関係分野に対し提供しなければならない。

国家商検部門及び商検機構の業務人員は、輸出入商品検査の職責を履行する際に知り得た商業秘密について秘密保持義務を負う。

## 第2章 輸入商品の検査

第11条 この法律の規定により必ず商検機構の検査を経るべき輸入商品の荷受人又はその代理人は、通関地の商検機構に対し検査を申請しなければならない。税関は、商検機構の発行した貨物通関証明に基づき検査し通関させる。

第12条 この法律の規定により必ず商検機構の検査を経るべき輸入商品の荷受人又はその代理人は、商検機構所定の場所及び期間内において、商検機構の輸入商品に対する検査を受けなければならない。商検機構は、国家商検部門が統一して定める期間内に検査を完了し、かつ、検査証書を発行しなければならない。

第13条 この法律の規定により必ず商検機構の検査を経るべき輸入商品以外の輸入商品の荷受人は、輸入商品の品質が不合格であること又はその損壊・不足を発見し、商検機構が証書を発行して損害を賠償する必要がある場合には、商検機構に対し検査・証書発行を申請しなければならない。

第14条 重要な輸入商品及び大型のプラント設備について、荷受人は、対外貿易契約の約定により輸出国において船積み・運送される前に予備検査、製造監督又は組付け監督をしなければならない。主管部門は、監督を強化しなければならない。商検機構は、必要に基づき検査人員を派遣して参加させることができる。

## 第3章 輸出商品の検査

第15条 この法律の規定により必ず商検機構の検査を経るべき輸出商品の荷送人又はその代理人は、商検機構所定の場所及び期間内において、商検機構に対し検査を申請しなければならない。商検機構は、国家商検部門が統一して定める期間内に検査を完了し、かつ、検査証書を発行しなければならない。

この法律の規定により必ず検査を実施するべき輸出商品について、税関は、商検機構の発行した貨物通関証明に基づき検査し通関させる。

第 16 条 商検機構の検査を経て合格し検査証書が発給された輸出商品については、商検機構所定の期間内に通関して輸出しなければならない。期間を超えた場合には、新たに検査を申請しなければならない。

第 17 条 危険貨物を輸出するため包装容器を生産する企業は、必ず商検機構に対し包装容器の性能鑑定をするよう申請しなければならない。輸出危険貨物を生産する企業は、必ず商検機構に対し包装容器の使用鑑定をするよう申請しなければならない。鑑定合格を経ていない包装容器を使用する危険貨物については、輸出を許可しない。

第 18 条 腐敗・変質しやすい輸出食品を積み込み運送する船腹及びコンテナについて、運送人又はコンテナ単位は、必ず積み込み前に検査を申請しなければならない。検査合格を経ていない場合には、積み込み・運送を許可しない。

#### 第4章 監督管理

第 19 条 商検機構は、この法律の規定により必ず商検機構の検査を経るべき輸出入商品以外の輸出入商品について、国の規定に基づき抽出検査を実施する。

国家商検部門は、抽出検査結果を公布し、又は関係部門に対し抽出検査状況を通報することができる。

第 20 条 商検機構は、対外貿易に便宜を図るという必要に基づき、国の規定に従い、目録に掲げる輸出商品について出荷前の品質監督管理及び検査をすることができる。

第 21 条 輸出入貨物の荷受人・荷送人のため通関手続をする代理人は、商検機構において登録登記をし、検査申請手続きをする際に、商検機構に対し授權委託書を提出しなければならない。

第 22 条 国家商検部門は、国の関係規定に従い、考査を通じて、条件に適合する国内外検査機構が委託された輸出入商品検査鑑定業務を引き受けるのを許可することができる。

第 23 条 国家商検部門及び商検機構は、法により国家商検部門の許可した検査機構の輸出入商品検査鑑定業務活動に対し、監督をするものとし、その検査した商品について抽出検査することができる。

第 24 条 国家商検部門は、国の統一的認証制度に基づき、関係する輸出入商品について認証管理を実施する。

第 25 条 商検機構は、国家商検部門が外国の関係機構と締結した合意に基づき、又は外国の関係機構の委託を受け輸出入商品品質認証業務をし、認証に合格した輸出入商品上に品質認証標識を使用するのを許可することができる。

第 26 条 商検機構は、この法律により許可制度を実行する輸出入商品について検証管理を実行し、書類を調査・検査し、証書と貨物とが適合するか否かを照合する。

第 27 条 商検機構は、必要に基づき、検査に合格した輸出入商品について、商検標識又は封印標識を施すことができる。

第 28 条 輸出入商品の検査申請人は、商検機構がした検査結果に対し異議のある場合には、原商検機構又はその上級の商検機構ないし国家商検部門に対し再検査を申請することができ、再検査を受理した商検機構又は国家商検部門が遅滞なく再検査結論を下す。

第 29 条 当事者は、商検機構又は国家商検部門のした再検査結論に対し不服があり、又は商検機構のした処罰決定に対し不服のある場合には、法により行政再議を申し立てることができ、法により人民法院に対し訴えを提起することもできる。

第 30 条 国家商検部門及び商検機構は、職責を履行する際に、必ず法律を遵守し、国の利益を維持保護し、法定職権及び法定手続により厳格に法律を執行し、監督を受けなければならない。

国家商検部門及び商検機構は、法により職責を履行する必要に基づき、隊列建設を強化し、商検業務人員をして良好な政治上及び業務上の素質をもたせなければならない。商検業務人員は、定期的に業務養成訓練及び考査を受け、考査を経て合格した場合に限り、職位について職務を執行することができる。

商検業務人員は、必ず職務に忠実で、現代的に服務し、職業道徳を遵守しなければならない。職権を濫用し、又は私利を図ってはならない。

第 31 条 国家商検部門及び商検機構は、内部監督制度を確立して健全化し、その業務人員の法律執行活動に対し監督検査をしなければならない。

商検機構内部において検査申請の受理、検査及び証書発行通関等に責任を負う主要職位の職責権限は、明確で、かつ、相互に分離し、相互に制約しなければならない。

第 32 条 いかなる単位及び個人も、国家商検部門、商検機構及びその業務人員の法規違反行為について告訴又は告発をする権利を有する。告訴又は告発を接受した機関は、法により職責分担に従い遅滞なく調査処理し、かつ、告訴人又は告発人のため秘密を保持しなければならない。

## 第5章 法律責任

第33条 この法律の規定に違反し、必ず商検機構の検査を経るべき輸入商品につき検査を経ないで無断で販売し、若しくは使用した場合、又は必ず商検機構の検査を経るべき輸出商品につき検査合格を経ないで無断で輸出した場合には、商検機構が違法所得を没収し、かつ、貨物金額の100分の5以上100分の20以下の罰金を科する。犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。

第34条 この法律の規定に違反し、国家商検部門の許可を経ないで無断で輸出入商品検査鑑定業務に従事した場合には、商検機構が不法経営を停止するよう命じ、違法所得を没収し、かつ、違法所得相当額以上3倍以下の罰金を科する。

第35条 雑物を混ぜ、偽物を混ぜ、偽物をもって真品とし若しくは不良品をもって良品とした商品を輸入し、若しくは輸出し、又は不合格輸出入商品をもって合格輸出入商品に冒用した場合には、商検機構が輸入又は輸出を停止するよう命じ、違法所得を没収し、かつ、貨物金額の100分の50以上3倍以下の罰金を科する。犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。

第36条 商検書類、印鑑、標識、封印標識又は品質認証標識を偽造し、変造し、売買し、又は窃取した場合には、法により刑事責任を追及する。刑事処罰に至らない場合には、商検機構が是正を命じ、違法所得を没収し、かつ、貨物金額相当額以下の罰金を科する。

第37条 国家商検部門又は商検機構の業務人員がこの法律の規定に違反し、知り得た商業秘密を漏洩した場合には、法により行政処分をする。違法所得のある場合には、違法所得を没収する。犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。

第38条 国家商検部門又は商検機構の業務人員が職権を濫用し、故意に難癖をつけた場合、私利を図り、検査結果を偽造した場合、又は職務を懈怠し、検査証書発行を遅延した場合には、法により行政処分をする。犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。

## 第6章 付則

第39条 商検機構その他の検査機構がこの法律の規定により検査を執行し、及び検査鑑定業務を取り扱う場合には、国の関係規定により費用を収受する。

第40条 国務院は、この法律に基づき実施条例を制定する。

第 41 条 この法律は、1989 年 8 月 1 日から施行する。

【公布日】 2002 年 4 月 28 日\*

【施行日】 2002 年 10 月 1 日

【公布機関】 全国人民代表大会常務委員会

※：本法律は 1989 年 8 月 1 日に制定され、2002 年 4 月 28 日に改正されている。

## 食品標識管理規定

### 第1章 総則

第1条 食品標識に対する監督・管理を強化し、食品標識の表示を規範化し、品質詐欺を防止し、かつ、企業及び消費者の適法な権益を保護するため、「製品品質法」、「食品衛生法」、「食品等の製品の安全監督・管理の強化に関する国务院の特別規定」及び「工業製品生産許可証管理条例」等の法律及び法規に基づき、この規定を制定する。

第2条 中華人民共和国国内において生産（分装を含む。）され、及び販売される食品標識の表示及び管理には、この規定を適用する。

第3条 この規定において「食品標識」とは、食品又はその包装上に貼付され、印刷され、又は表示され、食品の名称、品質等級、商品量、食用又は使用方法及び生産者又は販売者等の関連する情報を表示するのに用いられる文字、記号、数字、図案その他の説明の総称をいう。

第4条 国家品質監督・検査・検疫総局（以下「国家質検総局」という。）は、その職権の範囲内において、全国の食品標識の監督・管理業務を組織することにつき責任を負う。

県級以上の地方の品質技術監督部門は、その職権の範囲内において、当該行政区域内の食品標識の監督・管理業務につき責任を負う。

### 第2章 食品標識の表示内容

第5条 食品又はその包装上には、標識を附加しなければならない。ただし、法律又は行政法規の規定に従い標識を附加しないことができる食品を除く。

食品標識の内容は、真実かつ正確であり、通俗的でわかりやすく、かつ、科学的かつ適法でなければならない。

第6条 食品標識には、食品の名称を表示しなければならない。

食品の名称は、食品の真実の属性を明示し、かつ、次に掲げる要求に適合しなければならない。

- (1) 国家標準又は業種標準に食品の名称について定めがある場合には、国家標準又は業種標準所定の名称を採用しなければならない。
- (2) 国家標準及び業種標準に食品の名称について定めがない場合には、消費者の誤解及び混同を引き起こすこととならない常用名称又は俗名を使用しなければならない。
- (3) 「新規創造名称」、「奇特名称」、「音訳名称」、「ブランド名称」、「地区俗語名称」又は「商標名称」等の人をして食品の属性を誤解させやすい名称を表示する場合には、表示された名称に近い部位に同一のフォントサイズを使用して前二号所定の1つの名称又は分類（類属）名称を表示しなければならない。

- (4) 2 種以上の食品から物理的混合を通じて形成され、かつ、外観が一様に一致し相互に分離しがたい食品の名称は、当該食品の混合属性及び分類（類属）名称を反映しなければならない。
- (5) 動植物食物を原料とし、特定の加工プロセスを採用して製造され、他の生物の個体、器官又は組織等の特徴を模倣するのに用いられる食品については、名称の前に「人造」、「倣」又は「素」等の文字を冠し、かつ、当該食品の真実の属性に係る分類（類属）名称を表示しなければならない。

第 7 条 食品標識には、食品の産地を表示しなければならない。

食品の産地は、行政区画に従い地区・市級の地域まで表示しなければならない。

第 8 条 食品標識には、生産者の名称及び住所を表示しなければならない。生産者の名称及び住所は、法により登記・登録され、かつ、製品品質責任を負うことができる生産者の名称及び住所でなければならない。

次に掲げる事由の 1 つがある場合には、次の規定に従い相応して表示をしなければならない。

- (1) 法により独立して法律責任を負う会社又はその子会社は、各自の名称及び住所を表示しなければならない。
- (2) 法により独立して法律責任を負うことができない会社の支店又は会社の生産基地は、会社及び支店若しくは生産基地の名称及び住所を表示し、又は会社の名称及び住所のみを表示しなければならない。
- (3) 委託を受けて食品を生産・加工し、対外的な販売につき責任を負わない場合には、委託企業の名称及び住所を表示しなければならない。生産許可証管理を実施する食品であって、委託企業がその加工委託に係る食品の生産許可証を有するものについては、委託企業の名称及び住所並びに受託企業の名称を表示し、又は委託企業の名称及び住所のみを表示しなければならない。
- (4) 分装食品については、分装者の名称及び住所を表示し、かつ、分装という文字を注記しなければならない。

第 9 条 食品標識には、食品の生産日付及び品質保持期間を明瞭に表示しなければならない。

食品の品質保持期間が貯蔵条件と関係する場合には、食品の特定の貯蔵条件を表示しなければならない。アルコール含有量が 10 パーセント以上の飲料酒、食酢、食用塩及び固体食用砂糖類については、品質保持期間の表示を免除することができる。

日付の表示方法は、国家標準の規定に適合し、又は「年、月、日」の表示を採用しなければならない。

第 10 条 定量包装の食品標識には、純含有量を表示しなければならない。固体及び液体という 2 つの形状の物質を含む食品については、純含有量を表示するほか、更に液体を除いた後の物質（固形物）の含有量を表示しなければならない。

純含有量は、食品の名称とともに食品包装の同一の展示面に配置しなければならない。純含有量の表示は、「定量包装商品計量監督・管理弁法」の規定に適合しなければならない。

第 11 条 食品標識には、食品の原料配合リストを表示しなければならない。

原料配合リスト中の各種原料配合は、食品を生産・加工する際の添加量の逓減順序に従い表示をしなければならない。具体的な表示方法は、国家標準の規定に従い執行する。

食品中に直接に甘味剤、防腐剤又は着色剤を使用する場合には、原料配合リストの食品添加剤の項目に具体的な名称を表示しなければならない。その他の食品添加剤を使用する場合には、具体的な名称、種類又はコードを表示することができる。食品添加剤の使用範囲及び使用量は、国家標準の規定に従い執行しなければならない。

第 12 条 食品標識には、企業が執行する国家標準、業種標準若しくは地方標準の番号又は届出による記録を経た企業標準の番号を表示しなければならない。

第 13 条 食品につき執行される標準が食品の品質等級及び加工プロセスを表示するよう明確に要求する場合には、相応して明示をしなければならない。

第 14 条 生産許可証管理を実施する食品の食品標識には、食品生産許可証編成番号及び QS マークを表示しなければならない。

生産許可証管理を実施する食品の生産・加工を委託する場合において、委託企業がその加工委託に係る食品の生産許可証を有するときは、委託企業又は受託企業の生産許可証編成番号を表示することができる。

第 15 条 非食用製品を混装し、誤食又は不適切な使用をもたらしやすい、容易に人身傷害をもたらす場合には、その標識上に警告マーク又は中国語による警告表示説明を表示しなければならない。

第 16 条 食品に次に掲げる事由の 1 つがある場合には、その標識上に中国語の説明を表示しなければならない。

- (1)医学臨床により特殊な群体に対し危害をもたらしやすいことが証明されたとき。
- (2)電離放射を経過し、又は電離エネルギーにより処理されているとき。
- (3)遺伝子組換食品に属し、又は法定の遺伝子組換原料が含まれるとき。
- (4)法律、法規及び国家標準等の規定に従い、その他の中国語の説明を表示すべきとき。

第 17 条 食品について、その名称又は説明において「栄養」又は「強化」の文字が表示される場合には、国家標準の関係規定に従い、当該食品の栄養素及びカロリーを表示し、かつ、国家標準所定の定量標示に適合しなければならない。

第 18 条 食品標識には、次に掲げる内容を表示してはならない。

- (1) 疾病を予防し、又は治療する作用を有する旨を明示し、又は暗示するもの
- (2) 非保健食品について保健作用を有する旨を明示し、又は暗示するもの
- (3) 欺罔又は誤導の方式により食品を描写し、又は紹介するもの
- (4) 附加する製品説明につき、その根拠を実証するすべがないもの
- (5) 文字又は図案が民族の習俗を尊重せず、差別的な描写を帯びるもの
- (6) 国旗、国章又は人民幣等を使用して表示をするもの
- (7) 法律、法規及び標準により表示が禁止されるその他のもの

第 19 条 次に掲げる食品標識違法行為は、これを禁止する。

- (1) 生産日付及び品質保持期間を偽造し、又は偽って表示する行為
- (2) 食品の産地を偽造し、又は他の生産者の名称若しくは住所を偽造し、若しくは冒用する行為
- (3) 生産許可証のマーク又は編成番号を偽造し、冒用し、又は変造する行為
- (4) 法律及び法規の禁止するその他の行為

### 第 3 章 食品標識の表示形式

第 20 条 食品標識は、食品又はその包装と分離してはならない。

第 21 条 食品標識は、最小販売単位の食品又はその包装上に直接に表示しなければならない。

第 22 条 1 つの販売単位の包装中に異なる品目又は複数の独立包装の食品が含まれる場合には、各独立包装の食品標識は、この規定に従い表示をしなければならない。

販売単位の外包装を透かして、各独立包装食品の強制表示内容の全部又は一部を明瞭に識別することができない場合には、販売単位の外包装上にそれぞれ表示をしなければならない。ただし、外包装が開封して識別しやすい場合を除く。各独立包装食品の強制表示内容の全部又は一部を明瞭に識別することができる場合には、外包装上に相応する内容の表示を重複しないことができる。

第 23 条 食品標識は明瞭で目立たなければならず、標識の背景及び地色は補色を採用し、消費者が識別し、及び読みやすいようにしなければならない。

第 24 条 食品標識に用いる文字は、規範的中国語でなければならない。ただし、登録商標を除く。

食品商標には、漢語・音又は少数民族の文字を同時に使用することができ、また、外国語を同時に使用することもできる。ただし、中国語と対応関係を有しなければならず、用いる外国語は、相応する中国語より大きくてはならない。ただし、登録商標を除く。

第 25 条 食品又はその包装の最大表面面積が 20 平方センチメートルを上回る場合には、食品標識中の強制表示内容の文字、記号及び数字の高さは、1.8 ミリメートルを下回ってはならない。

食品又はその包装の最大表面面積が 10 平方センチメートルを下回る場合には、その標識は、食品の名称、生産者の名称及び住所、純含有量並びに生産日付及び品質保持期間のみを表示することができる。ただし、法律又は行政法規により表示すべき旨が定められている場合には、当該定めによる。

#### 第4章 法律責任

第 26 条 第 5 条第 1 項に違反し、食品又はその包装上に標識を附加していない場合には、期間を限り是正するよう命じ、1 万元以下の罰金を科する。

第 27 条 第 6 条ないし第 8 条又は第 11 条ないし第 13 条に違反し、表示すべき内容を規定どおりに表示していない場合には、期間を限り是正するよう命ずる。期間を徒過して是正しない場合には、500 元以上 1 万元以下の罰金を科する。

第 28 条 第 9 条又は第 15 条に違反し、規定どおりに生産日付及び品質保持期間又は警告マーク若しくは中国語の警告説明を表示していない場合には、「製品品質法」第 54 条の規定により処罰をする。

第 29 条 第 10 条に違反し、規定どおりに純含有量を表示していない場合には、「定量包装商品計量監督・管理弁法」の規定により処罰をする。

第 30 条 生産許可証管理を実施する食品の標識に生産許可証編成番号及びマークが表示されていない場合には、「工業製品生産許可証管理条例」第 47 条の規定により処罰をする。

生産許可証編成番号及びマークを偽造し、冒用し、又は変造した場合には、「工業製品生産許可証管理条例」第 51 条の規定により処罰をする。

第 31 条 第 17 条に違反し、規定どおりに食品の栄養素、カロリー及び定量標示を表示していない場合には、期間を限り是正するよう命ずる。期間を徒過して是正しない場合には、5,000 元以下の罰金を科する。

第 32 条 第 18 条に違反し、食品標識に禁止性の内容を表示した場合には、期間を限り是正するよう命ずる。期間を徒過して是正しない場合には、1 万元以下の罰金を科する。関係する法律又は法規の規定に違反した場合には、関係する法律又は法規の規定に従い処理する。

第 33 条 食品の生産日付及び品質保持期間を偽造し、又は偽って表示した場合には、期間を限り是正するよう命じ、500 元以上 1 万元以下の罰金を科する。事案が重大であり、好ましくない結果を

もたらした場合には、関係する法律及び行政法規の規定により処罰をする。

第 34 条 食品の産地を偽造し、他の生産者の名称又は住所を偽造し、又は冒用した場合には、「製品品質法」第 53 条の規定により処罰をする。

第 35 条 第 20 条に違反し、食品標識が食品又はその包装と分離している場合には、期間を限り是正するよう命じ、5,000 元以下の罰金を科する。

第 36 条 第 21 条、第 22 条第 2 項、第 24 条又は第 25 条に違反した場合には、期間を限り是正するよう命ずる。期間を徒過して是正しない場合には、1 万元以下の罰金を科する。

第 37 条 第 22 条第 1 項に違反した場合には、この章の関係規定により処罰する。

第 38 条 食品標識の監督・管理に従事する業務人員が、職務を懈怠し、職権を濫用し、又は違法行為をかばって放置した場合には、法により行政処分をする。犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。

第 39 条 この規定所定の行政処罰は、県級以上の地方の品質技術監督部門が職権の範囲内において法により実施する。

法律又は行政法規に行政処罰につき別段の定めがある場合には、当該定めによる。

#### 第 5 章附則

第 40 条 輸出入食品標識の管理については、出入国検査・検疫機構が国家質検総局の関係規定に従い執行する。

第 41 条 この規定は、国家質検総局が解釈につき責任を負う。

第 42 条 この規定は、2008 年 9 月 1 日から施行する。原国家技術監督局が公布した「食品ラベル違法行為調査・処理規定」は、同時に廃止する。

【交付日】2007 年 8 月 27 日

【公布機関】国家品質監督・検査・検疫総局第 102 号令